

令和元年陸別町議会 6 月定例会会議録（第 1 号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和元年6月17日 午前10時00分			議長	本田 学
	延会	令和元年6月17日 午後2時55分			議長	本田 学
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	本田 学	○
欠席 0人	2	三輪隼平	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	3	久保広幸	○			
	4	谷 郁 司	○			
	5	山本厚一	○			
	6	多胡裕司	○			
	7	渡辺三義	○			
会議録署名議員	中村佳代子		三輪隼平			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆		教 育 長	有田勝彦	
	監 査 委 員	飯尾清		農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司	
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早坂政志		会 計 管 理 者	芳賀均	
	総 務 課 長	高橋豊		産 業 振 興 課 長	副島俊樹	
	建 設 課 長	清水光明		保 健 福 祉 セ ン タ ー 次 長	丹野景広	
	国保健康診療所事務長	（丹野景広）		総 務 課 参 事	高橋直人	
	総 務 課 主 幹	空井猛壽				
教育長の委任を受けて 出席した者の職指名	教 委 次 長	瀧口和雄				
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名	農委事務局長	棟方勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		町政執行方針・教育行政執行方針
4	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案第29号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
6	議案第30号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
7	議案第31号	北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
8	議案第32号	陸別町介護保険条例の一部を改正する条例
9	議案第33号	令和元年度陸別町一般会計補正予算（第3号）
10	議案第34号	令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
11	議案第35号	令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
12	議案第36号	令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和元年陸別町議会6月定例会を開会します。

事前に申し上げます。

本日、町広報に使用するため、町民課広報担当職員による写真撮影を会議規則第103条の規定に基づき、議長により許可しておりますので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 5月8日、第1回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面の中から1件、その他、口頭で2件、御報告申し上げたいと思います。

1件目は、5月29日に東京都で行われた第8回観光映像大賞授賞式についてであります。年々人気を博す国内の観光プロモーション映像ですが、今回は、平成30年8月1日から平成31年3月31日までに313作品の公募があり、その中から、映画祭実行委員

会と観光庁が選定したファイナリストの作品の10作品の中に当町のPR動画「りくべつ冬」が選ばれましたので御報告するものであります。残念ながら大賞には宮崎県日向市の「ヒュー！日向でおじさんサーフィンデビュー（スリーおじさんリラックスin日向）」という作品が選ばれました。

2件目は、陸別歯科診療所についてであります。

荒川歯科医師の後を受け、撫養歯科医師が陸別歯科診療所へ引き継ぎ、切れ目のないように早速6月3日月曜日から診療を開始しました。当面、診療は毎週月曜日から土曜日まで行っていますが、今後は、町民の歯の無料健診や訪問診療も行う予定であると聞いております。

なお、継続して歯科診療が行われるようにするため、診療を開始するために必要な最低限の備品及び消耗品に係る予算を専決処分させていただいておりますので、後ほど御審議のほどよろしくお願いいたします。

3件目は、農作物の生育状況であります。

令和元年6月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所及び北海道糖業株式会社本別製糖所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

本年の気象経過は、4月は、上旬はやや低温傾向、中旬には気温が上昇し、平年を上回る状況が続いていましたが、下旬は平年並みに推移しました。降水量は平年よりも少ない状況でした。5月の気温は、上旬から中旬にかけて平年をやや下回る状況でしたが、中旬以降は好天が続き、気温は平年よりも高く推移しました。5月上旬と下旬にまとまった雨が降り、5月の降水量は平年を上回りました。日照時間は4月、5月とも平年を上回っています。

秋まき小麦は、草丈、茎数ともに平年を上回っています。止葉期は5月31日で平年より3日早い状況です。

牧草は、萌芽期は平年より9日早い状況でしたが、その後の生育は平年並みに推移しています。6月1日現在の草丈は52.4センチと、平年の50センチに比べ、生育は1日進んでいます。1番草の収穫は、平年の収穫始めで6月19日の見込みですが、天気次第の状況です。

飼料用トウモロコシは、播種作業は平年並みに始まり、好天に恵まれ、順調に進み、平年よりも4日程度早く終了しています。出芽期は5月29日で、平年に比べ5日早い状況です。草丈、葉数ともに平年を上回っています。

てん菜は、定植作業は前年より遅い5月10日から開始しましたが、前年より早い5月19日に終了しています。

直播の播種作業は、前年より遅い5月3日から開始し、一部畑の準備も整わなかったところが、5月31日に終了しています。両作業ともに降雨の影響もなく終了しています。生育につきましては、平年よりもよい状況です。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

なお、お手元にお配りしております事業、業務、工事等発注一覧表につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で終わります。

◎教育関係行政報告

○議長（本田 学君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 3月定例会以降本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

まず、書面の中から1点御報告いたします。

3月26日に陸別町教職員離任式を、また、4月4日には平成31年度陸別町教職員着任式を挙行いたしました。着任式では、4月1日付で新しく陸別小学校に着任されました奥教諭、田中教諭、三浦栄養教諭、藤本教諭、田中養護教諭、利根田教諭、また、陸別中学校に着任されました浜田校長、渡辺教諭、宮崎教諭、北川教諭、丹羽教諭、天野教諭、森養護教諭の13名に対しまして、北海道教育委員会からの辞令を交付いたしました。着任されました13名の教職員には、陸別での御活躍を御期待申し上げたところであります。

本年度の教職員数は、陸別小学校が17名、陸別中学校が14名となっておりますが、陸別小学校においては、本来配置される予定の教職員1名が配置されておらず、現在、期限つき教職員を募集中であります。

次に、口頭で2点御報告いたします。

1点目は、令和元年6月7日現在の児童生徒数について御報告いたします。

陸別小学校は10学級で、普通学級が6学級、特別支援学級が4学級であり、児童数は107人です。内訳は、1学年が17人です。2学年は23人で、普通学級が22人、特別支援学級1人です。3学年は15人で、普通学級14人、特別支援学級1人です。4学年は16人で、普通学級14人、特別支援学級2人です。5学年は20人で、普通学級17人、特別支援学級3人です。6学年は16人で、普通学級15人、特別支援学級1人です。

陸別中学校は、6学級で普通学級が3学級、特別支援学級が3学級であり、生徒数は40人です。内訳は、1学年が14人です。2学年は13人で普通学級11人、特別支援学級2人です。3学年は13人で普通学級12人、特別支援学級1人です。

以上が、児童生徒数であります。

2点目は、平成31年3月、中学校卒業生の進路状況について御報告いたします。

卒業生は12人であり、12人全員が高等学校進学であります。進学先の内訳につきましては、足寄高校が2人、十勝管内の高校が6人、管外の高校等が4人です。

以上が進路状況であります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番中村議員、2番三輪議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、6月13日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和元年陸別町議会6月定例会の運営について、6月13日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、専決処分の承認1件、規約の変更3件、条例の一部改正1件、補正予算4件の合わせて9件であります。

また、町長及び教育長から、令和元年度の執行方針を述べたいとの申し出があります。

議会関係では、一般質問5名、意見書の提出2件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査について予定をしております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日6月17日から24日までの8日間とし、6月19日から6月23日までは休会とすることに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

よって、議案第33号から第36号までの各会計補正予算4件については、提案理由の説明を一括して受けることにし、質疑、討論、採決は、それぞれ各会計ごとに行うことにいたしましたので、御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願いし、御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月24日までの8日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月24日までの8日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

◎日程第3 町政執行方針・教育行政執行方針

○議長（本田 学君） 日程第3 町長から令和元年度町政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 令和元年陸別町議会6月定例会の開会に当たり、町政執行について私の所信と諸施策の一端を申し上げ、町議会議員の皆さん並びに町民の皆さんに、町政全般への御理解と御協力をお願い申し上げます。

4月21日の町長選挙におきまして、多くの町民の皆さんの温かい御支援を賜り、引き続き町政を担当させていただくこととなり、身の引き締まる思いと、さらなる責任の重大さを感じております。

皆さんから寄せられました信頼と期待に応えるため全力を傾注し、我が町「陸別の未来」のために専心努力する所存であります。

私は、「陸別の未来」のために、この町を「まちづくりは人づくり」、小さくても清らかで輝きのある町、安心して安全に暮らせる町にしていきたいと考えております。

そのために私は、地域産業の活性化と創生、行財政改革の推進と人材育成、高齢者と障がい者への福祉の充実と健康づくり、地域で育てる学校教育と子育て支援、若者と女性が輝ける、町民みんなが参加できるまちづくり、この五つを重点施策として掲げ、町民の皆さんとともに「陸別の未来」のための取り組みを推進する決意であります。

政府は、引き続き、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせ、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、幼児教育の無償化を初めとする「人づくり革命」の推進や第4次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に

向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発、イノベーションの促進など、重要な政策課題を推し進めています。

ことしの10月1日に予定されている消費税率の引き上げに伴う対応については、引き上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講ずるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう当初予算に臨時・特別の措置を講じています。

しかしながら、我が国の財政は依然として厳しい状況であり、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても国の取り組みと基調をを合わせ徹底した見直しを進めています。

このような中、編成された国の平成31年度一般会計予算の規模は、臨時・特別の措置を含めると、前年度に比較し3兆7,443億円、3.8%増の101兆4,571億円、そのうち歳入における税収は3兆4,160億円増の62兆4,950億円で、公債金は1兆317億円減の32兆6,605億円と圧縮され、税収は公債金を昨年度に続き上回り、公債依存度は32.2%と前年度に比較して2.3%の減となっています。

公債金の内訳は、建設公債が6兆9,520億円、赤字公債が25兆7,085億円であります。

また、歳出における国債費は23兆5,082億円、前年度に比較して2,062億円増加し、歳出全体の約23.2%を占めており、引き続き大変厳しい状況にあります。

なお、地方自治体に直接影響のある地方税、地方交付税等の地方一般財源総額については62兆7,072億円と、前年度と比較して5,913億円、0.95%の増となっております。

この5,913億円の増は「地方一般財源総額実質同水準ルール」のもと、水準超経費や消費税率10%への引き上げに伴う社会保障の充実、森林環境税及び森林環境譲与税を踏まえたものです。

今後とも国・地方を通じた財政健全化をさらに進めるために、令和2年度以降も「地方一般財源総額実質同水準ルール」を堅持し、地方が国とともに主体的に取り組むことが今後ますます重要となってくるところです。

北海道の平成31年度一般会計予算は、知事及び道議会議員の改選の年であることから、道政運営の基本となる経費を中心とした、いわゆる「骨格予算」として編成されており、前年度当初と比較し5.1%減の2兆6,097億円であり、歳入における道税は6,046億円と、1%の増としたものの、道債は6,388億円と歳入の24.5%を占めるとともに、歳出における公債費も7,756億円と、歳出の29.7%を占め、依然として厳しい財政状況が続いています。

北海道は『「行財政運営方針」後半期の取り組み』に沿って編成することを基本としており、歳出の削減・効率化に向けて、施策・事業事務の取捨選択やスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、限られた財源の効果的・効率的な活用を図っており、昨年同様に施策もより一層厳しいものと予想されます。

当町は昨年、開町100年を迎えることができました。これからも先人の方々の御苦労や町民の皆さんを初め、陸別町を応援してくださる多くの皆さんに感謝しながら、「いままでの100年に感謝し、未来の100年の第一歩を踏み出す輝きのある町」として取り組んでまいります。

平成22年に策定した第5期陸別町総合計画は、今年度が最終年度であります。 「空・森・土と共に町民の絆でつくるうるおいあふれる きらり☆ひかる町 陸別町」を目指す姿を実現するために五つの計画を作成し、これまでまちづくりを進めてまいりました。

今年度は「第6期陸別町総合計画」を策定する年であり、平成27年度に策定した「陸別町総合戦略」などの各種計画等の成果を検証しつつ、策定に当たっては、国全体の経済情勢やTPPの動向など、町民生活や地域産業にも影響する社会経済の状況を的確に捉えつつ、一方で、変化する時代の中でも、自立性と主体性を発揮する「町政経営指針」として議会の皆さん・町民の皆さん・職員とともに策定してまいります。

本町の未来は、日本国内や国際社会の長期的な動きや方向性が大きくかかわっています。

これからのまちづくりにおきましては、定住人口や労働力人口の減少抑制を目指す上で、地域経済の活性化は不可欠な基盤になります。

地域経済を牽引する第1次産業従事者は減少が続き、就業者数として最も多い第3次産業においても減少傾向が続くと予測されます。当町の基幹産業である農林業の振興を推進するため、担い手の確保と育成を進めるとともに、農業では、安全・安心で良質な農作物を安定的に生産・提供できる基盤を整備し、6次産業化など農業の事業化に関する新しい取り組みが必要となっています。

また、観光面では「りくべつ鉄道」・「銀河の森天文台」といった地域資源の魅力発信や「日本一寒い町」・「星空にやさしい街」を中心とした陸別ブランドの強化を図り、時間と資産を持つシニア層やインバウンドの増加を背景とする激しい国内競争の中で、存在感を見せる新たな取り組みが必要です。

そのような中、本町におきましては、平成29年度から新たな官民連携組織の設立にかかわり、国土交通省の支援について、今年度も事業採択されましたので、地域プラットフォーム事業の構築に向け取り組みを進めているところでもあります。

今後も地方交付税の削減、消費税率10%の引き上げなど、厳しい財政運営を余儀なくされることはありませんが、安心して安全に暮らせるまちづくり、町民が大事にされるまちづくりを進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和元年度の補正後の陸別町予算の総額につきましては、62億3,192万円で、前年度当初予算と比較しますと5.35%、3億1,661万円の増額、一般会計では48億1,488万円で、9.34%、4億1,140万円の増額となる予算を計上いたしましたし

た。

一般会計の地方交付税につきましては、国の地方財政計画等の動向を見きわめながら、前年度の予算と比較して2.28%を減額した20億68万円を計上いたしました。

臨時財政対策債につきましては、平成30年度当初予算額と比較し、23.15%を減額した7,270万円を計上いたしました。

また、今年度は財政調整基金、いきいき産業支援基金や公共施設等維持管理基金などに減債基金も加え、5億8,370万円を取り崩し、地方債は8億1,070万円を借り入れて収支のバランスを図ったところであります。

なお、一般会計・特別会計の前年度当初予算との比較につきましては、次に記載のとおりとなっております。

次に、本年度予算の概要について御説明申し上げます。

本年度当初予算につきましては、骨格予算として経常的な経費と実質的に継続事業となる臨時的経費、年度当初から事業執行が必要な新規事業について予算措置されております。

したがいまして、本補正予算案は、政策的な予算について、事業の緊急性や優先度を鑑み提案させていただきましたので、当初予算などとあわせて主な項目ごとに御説明申し上げます。

まず初めに、防災行政無線整備事業についてであります。平成28年度から5年計画により順次設備の更新をするもので、今年度は屋外子局3基の更新を行います。

次に、町民の皆さんの町内における外出機会の拡大など、交通手段の充実を図るために運行しておりますコミュニティバスについてですが、平成31年2月に日産自動車株式会社より車両を買い取り、引き続き運行いたします。

なお、今後も町民の皆さんがより利用しやすいように、委託する事業者との連携を図り、安全を第一として運行してまいります。

次に、ふるさと納税促進事業についてであります。平成29年6月から開始し、平成30年度には全国の皆さんから377件の御寄附をいただきました。今後も寄附者の善意にお応えするため、さらに地元産品に工夫を加え、ふるさと納税の促進を図ってまいります。

次に、日本ハムファイターズ応援大使事業についてです。

この事業は、日本ハムファイターズの代表選手2名が1年間、応援大使を務め、地域の活性化に寄与することを目的としています。なお、本年度の陸別町の応援大使は鶴岡慎也選手と石川直也選手で、秋には応援大使トークショーを陸別で開催する予定でありますので、町民の皆さんと野球談義などを交え、応援大使2名との交流を図ってまいります。

次に、ラコーム市姉妹友好提携交流事業であります。7月24日から28日にかけて、ラコーム市より6名の訪問団が来町します。

陸別町とカナダ・アルバータ州ラコーム町とは、昭和61年7月6日に姉妹友好提携を

結んでおり、平成28年には30周年を迎えています。今回の訪問団を受け入れるために、各関係機関に協力をお願いし、今後一層の交流と親睦を図るために必要な経費を計上いたしました。

次に、移住・定住対策についてであります。当町では、移住体験者の受け入れのための長期滞在型移住体験住宅3棟と、移住者の受け入れのための定住促進住宅6戸及び移住産業研修センター8戸を確保しており、当町へのさらなる移住につながるよう期待するところです。

また、「陸別町東京事務所」につきましては、引き続き首都圏での移住定住促進の情報発信などを行ってまいります。

地方創生に向けましては、都市圏からの人材誘致などを目的に、平成28年度より実施しております道外の大学生を対象とした「新農林業人材発掘プログラム事業」を今年度も継続して実施し、体験した大学生が都会の学生に体験を伝え、陸別の応援団を輪を広げてくれることを期待するところです。

陸別町の定住人口の確保対策として、平成29年度、30年度の2カ年で実施しました「陸別町移住定住住宅建設等補助事業」につきましては、町民の皆さんの要望が多いことから、引き続き移住・定住する方の住宅建設、改修などを奨励するため、必要な経費を計上いたしました。

次に、地域経済の活性化と雇用の創出を図るための地域活性化推進事業についてであります。引き続き専門員を配置し、新事業の研究や地域ブランドの開発を進めてまいります。

また、りくべつチャレンジ・プロジェクトでは、今年度もミネラルウォーター開発事業として500ミリリットルの「陸別百恋水」1万6,000本を委託製造し、引き続き陸別町のPRと町内外で販売強化を図ってまいります。

薬用植物研究事業では、地元有志による「陸別薬用植物研究会」が平成29年度に発足しました。薬用植物のさらなる調査研究と製品化に向けた試作品をつくり、町民の皆さんの意見を聞きながら、引き続き事業化に向け取り組んでまいります。

地域おこし協力隊員につきましては、商工観光推進員、新事業支援推進員、酪農支援推進員、商工支援推進員を雇用し、当町の産業振興の活性化を図ってまいります。

次に、保健福祉関係について申し上げます。

政府は、消費税率10%への引き上げに伴う社会保障の充実を図るため、各市町村に対し、所得の低い方々や子育て世帯への消費税への影響を緩和し、地域への消費喚起、地域経済を下支えするため、額面に25%のプレミアムを付与する商品券事業を実施する、必要な予算を計上いたしました。

また、高齢者が健康で明るく地域における生活を続けるために「高齢者等交通費助成事業」などを継続するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の実施や社会福祉協議会による透析患者の通院に係る移送サービス事業への支援、将来的に独居の高齢者や障がい

者の支えとなる成年後見支援事業などについても引き続き推進まいります。

防犯灯のLED化改修事業は、昨年に引き続き実施し、今年度は若葉地区の20基について実施してまいります。

平成29年度11月に新築し、供用開始しました高齢者共同生活支援施設「福寿荘」につきましては、住人の安全確保のために居室火災警報用フラッシュライトの設置、非常口段差解消踏み台の設置など必要な予算を計上いたしました。

次に、子育て支援についてであります。

核家族化、地域のつながりの希薄化により子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感が増しており、陸別町の次代を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、地域の実情に応じた、総合的な子ども・子育て支援が必要となっています。

これまで実施している出産子育て支援祝金制度や陸別保育所・子育て支援センターの運営、陸別保育所の多子入所に係る保育料の軽減、給食費の助成、保育ママ利用助成などの各種事業につきましては、従来どおり継続し、保育サービスの充実を図ってまいります。

子ども医療費助成事業につきましても、安心して子育てができる環境を築いていくために、満18歳までの入院・外来の自己負担分の無料化について、継続して実施していくための予算を計上いたしました。

また、重度心身障害者医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業につきましても、これまで同様に継続してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある人たちの地域生活を支援するために、それぞれの障がいの特性に配慮し、幅広い分野にまたがるニーズを総合的に把握し、ライフステージの各段階に応じた地域支援事業の充実を図ってまいります。

保健事業では、町民の皆さんが心の健康や健康的な生活習慣を身につけられるよう、地域全体が連携した健康づくりを進めなければなりません。健康的な生活を送っていただくため、引き続き各種検診の機会の提供や受診率向上を図り、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の見直しに努め、あらゆる機会を利用し、健康についての相談や指導についても継続してまいります。

また、近年、風疹患者が増加しており、そのほとんどが過去に予防接種の措置がなかった男性です。

このため、国の施策として風疹の発生及び蔓延予防のために、風疹抗体検査と予防接種については、必ず実施しなければならない事業と位置づけており、当町におきましても対象者に対し、抗体検査を受けていただき、結果が陰性であった方が予防接種を受けるための必要な予算を計上いたしました。

平成29年度から4年計画で実施しております保健センターの施設及び設備機器の更新や改修につきましては、引き続き実施するために必要な経費を計上いたしました。

次に、廃棄物処理事業についてであります。本年4月から池北三町行政事務組合の廃

止に伴いまして、当町は十勝圏複合事務組合に加入し、広域処理しています。このことに伴い、家庭ごみ並びに事業ごみの分別方法が変更となり、町民の皆さんには多大な御負担をおかけしております。

町民の皆さんが適切な分別を行うことで、より多くのごみを資源化することができ、処理しなければならないごみを減らすことにもつながります。

町といたしましては、ごみの分別方法に今後も町民の皆さんに丁寧な説明に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、一般廃棄物の収集、処理に必要な経費を計上いたしました。

次に、雇用対策であります。建設業や林業などにおける季節労働者、短期労働者が安心して働ける労働環境を整えるために実施しております。町単独の緊急雇用対策事業及び地元雇用促進事業につきましても、町内の事業所等における雇用を促進させるため、引き続き必要な経費を計上いたしました。

次に、基幹産業である農林業についてであります。

酪農畜産業は、地域産業の核として重点的に取り組む必要があります。牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査により持続感染牛の摘発・淘汰を行い、流・死産の減少など新たな持続感染牛の出生防止を図るため、引き続き陸別町酪農畜産クラスター協議会への支援を行います。

また、十勝19市町村は、平成25年6月に国の「バイオマス産業都市」に認定されました。家畜のふん尿を原料とするバイオガス発電や熱利用などのバイオマスエネルギーが地域の活性化につながることや環境保全の面から必要な支援を行ってまいります。

経営安定のため農業経営基盤強化資金を初めとする各種資金利子補給事業、新農業人育成事業などの農業施策についても継続して取り組んでまいります。

なお、優良家畜導入支援事業につきましては、貸付額について必要な経費を計上いたしました。

農業競争力強化基盤整備事業及び第2上陸別地区道営畑地帯総合整備事業が引き続き実施されるため、応分の負担金について予算計上するとともに、第2上陸別地区道営畑地帯総合整備事業の配水管新設工事に伴う、町単独の配水管新設工事についても必要な予算を計上しているところです。

道営農地整備事業につきましては、トマム地区の農道修繕工事ほか中斗満地区の楽農橋橋脚保護工事、道営農道整備特別対策事業では、中陸別地区の農道整備事業を実施するために必要な経費を計上いたしました。

次に、農畜産物加工研修センター関係であります。

現在、ブランド開発により「りくべつ鹿ジャーキー」・「りくべつ鹿しぐれ」を初めとする鹿肉を使用した製品や「りくべつ低温殺菌牛乳」、この牛乳を使った「りくべつミルクのおあずけプリン」などを販売しているところですが、引き続き消費者のニーズに合った地場産品の研究開発・販売を進めてまいります。

次に、林業関係であります。

森林・林業は、この緑豊かな森林資源をあらゆる観点から保全し、育成する産業として経営基盤を強め、森林資源とともに、資源を継承する人材を育てることが必要です。

当町におきましては、「陸別町森林整備計画」に基づき計画的な造林や管理に努め、緑豊かな森林を守り育てるために森林環境保全整備事業・未来につなぐ森づくり推進事業などの補助事業を活用して整備を進めるとともに、町の単独施策であります民有林造林促進事業を行い、計画的な森林施業のために引き続き必要な予算を計上いたしました。

また、林業労働者の育成・確保・雇用環境の整備のために、林業長期就労促進担い手対策事業、退職金共済制度加入促進事業など、町が負担する事業を継続してまいります。

森林が持つ環境保全や防災、水源涵養などの森林保全対策事業として、弥生地区小規模治山事業は今年で完成するために必要な経費を計上いたしました。

次に、商工業の活性化施策についてであります。

町内商工業者の健全な経営及び設備投資のための中小企業融資制度預託金、融資制度保証料補給及び利子補給事業につきましては、経営の安定、商工業の振興を図るために継続してまいります。

商工会が今年度も2回に分けて実施するプレミアム商品券発行事業につきましては、消費喚起と地域経済の活性化のため、額面に20%のプレミアムを付与することとして、必要な予算を計上いたしました。

平成21年度から日産自動車株式会社への支援策として実施しております日産自動車購入助成事業につきましては継続してまいります。

次に、観光関係であります。

当町の地域特性を活かした「ふるさと銀河線りくべつ鉄道」・「しばれフェスティバル」・「オフロードレース」などの観光イベントは全国規模で知られるようになりました。今後は、このイベントを何度も体験したくなるような時間消費型、滞在型への観光イベントとして地域産業との連携を高め、地域との一体的な仕組みをつくる必要があります。このため、町民の皆さんの御理解と御協力をいただき、地域が一体となって観光客を迎え、心からもてなす環境をつくってまいります。

「しばれフェスティバル」は、今回39回目を迎え、観光協会が独自事業として取り組んでいます「ふるさと銀河線りくべつ鉄道まつり」につきましても引き続き2日間の日程でイベントが開催されます。

商工会が積極的に取り組んでいる旧ふるさと銀河線敷地内での列車等を活用したふるさと銀河線りくべつ鉄道につきましては、商工会からの要望を踏まえまして、今年度は1番線ホームの改修に必要な経費を計上いたしました。

当町は昭和62年に「星空の街」に選定され、「銀河の森天文台」は、平成10年にオープンして以来、昨年7月には開館20周年を迎え、各種のイベントを催しました。さらに、町民の共有のイメージである「星空の町」を積極的に活用し、地域の産業や町民の

誇りにつながる事業として進展していくことが、まちづくりに生かせるものと確信しているところです。

銀河の森天文台は、通常の開館日には、いつでも望遠鏡を使った観望案内を行っています。加えてその時々の特典的な天文現象を取り上げる特別観望会や展示イベントも行い、知識のみならず、コンサートやファンイベントを企画し、来館者に親しまれる天文台としてまいります。

また、名古屋大学を初めとする各研究機関と町における社会連携に関する情報交換、事業協力及び交流活動を通して、引き続き地域振興の推進を図ってまいります。

消費者対策につきましては、月2回の消費生活相談窓口を開設し、相談業務を実施しているところです。今後も消費生活専門相談員との連携のもと、消費者の問題に対し迅速な対応がとれるよう、相談窓口の充実を図ってまいります。

次に、道路網の整備についてであります。

平成18年4月にふるさと銀河線が廃止され、路線バスに転換されたことにより、日常生活の移動は自動車交通に頼らざるを得ない状況です。北見と陸別を結ぶ速達性及び安定性の高いルートの確保が求められ、災害や気象状況により通行不能となると生活に支障を来すことから、高速道路は「命を守る道、命をつなぐ道」として重要な役割を果たすため、高規格幹線道路網の整備が必要不可欠であります。

十勝オホーツク自動車道の小利別－訓子府間につきましては、平成29年10月に開通し、多くの方が利用されております。

なお、高速道路の整備により速達性及び安定性の高い救急搬送ルートが確保され、当町から北見赤十字病院までの所要時間が夏期で14分、冬期は20分短縮されるなど、救急搬送の安定向上が期待されるところです。

今後は、陸別－小利別間の早期完成と、陸別－足寄間の「当面着工しない区間」の凍結解除に向け、引き続き強く要望してまいります。

道々津別陸別線は、冬期間に発生するアイスバーンやカーブも多く危険なため、道路の線形改良により整備を進めているところです。

今年度につきましては、取布朱橋橋梁整備事業に伴う物件調査等を行う予定となっておりますが、本路線の早期完成に向けて要請活動を行ってまいります。

また、道々苫務小利別線の橋梁整備工事につきましては、日輪橋の護岸工事を行います。

町道整備についてであります。

町道トナム川沿線の舗装工事に係る経費を計上いたしました。

町道にかかる橋梁につきましては、弥生橋及び蹄橋の補修工事を実施いたします。調査設計費につきましては、共和橋・通学橋の2橋の予算を計上いたしました。また、町道にかかる89橋の橋梁につきましては、橋梁長寿命化個別施設計画を策定してまいります。

街路灯のLED化改修事業は、今年度は東2条通り、東1条仲通りの街路灯10基につ

いて引き続き改修してまいります。

なお、省エネルギー化のため、引き続き公共施設のLED照明への改修・導入もあわせて進めてまいります。

河川改修についてであります。

当町が管理する普通河川信常川、豊作川などの護岸補修工事などに必要な経費を計上いたしました。

住宅整備についてであります。

町営住宅改修事業につきましては、平成29年度から実施しています、つつじヶ丘団地の住宅2棟12戸の電気温水器の更新を引き続き実施いたします。

町営住宅整備事業につきましては、新町団地2棟6戸の建設と外構工事に必要な予算を計上いたしました。

なお、昨年度に策定しました陸別町住生活基本計画・陸別町公営住宅等長寿命化計画により、急速な高齢化の進展、人口減少社会への転換など、当町を取り巻く住宅事情は急速な変化が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、進捗状況の評価や公営住宅等管理戸数の設定、既存公営住宅等の建てかえ、改善等活用手法の見直し等を行い、安全で快適な公営住宅等の長期的な維持管理に努めてまいります。

消防関係につきましては、消防庁舎1階にあるトイレの改修に係る必要な経費を計上いたしました。

教育関係につきましては、教育委員会の意向に基づき、必要な経費を予算計上しております。

教職員住宅の老朽化に伴い、計画的な更新を行っており、今年度は昭和55年に建設した教員住宅1棟2戸の建てかえに伴う解体及び建設、外構工事を行い、小学校の施設整備におきましては、軒天の改修工事に係る必要な経費を計上いたしました。

小中学校の児童生徒につきましては、質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供するため、隔年で実施しています「児童生徒芸術鑑賞事業」について必要な経費を計上いたしました。

国際化の進展やアジア諸国の経済発展に伴い、外国人と接する機会や海外で働く機会もふえ、さまざまな分野で国際感覚が求められる時代です。国際性を備えた人材育成が必要であり、語学指導及び国際交流事業の充実を図るために、外国人の「英語指導助手招聘事業」につきまして、引き続き所要の経費を計上いたしました。

また、国内の他の地域との交流や国際交流などの相互交流を積極的に進めるため、「冒険体感inとうきょう事業」・「中学生等海外研修派遣事業」に係る所要の経費を計上いたしました。

また、今後の当町の発展に資する優秀な人材の育成に寄与するため、昨年、制度の見直しを図りました陸別町奨学金貸付金につきましても継続して実施してまいります。

子供たちの多様な個性を尊重し、健全な育成を図るためには、安全・安心な教育環境の

整備を促進する必要性から、小学校・中学校の修学旅行につきましては、旅行経費の高騰及び児童生徒の減少による1人当たりの経費増加に伴う保護者の負担軽減を図るため、修学旅行費用の一部を助成する経費を計上いたしました。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険の運営につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる新制度となりました。このことにより、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うとともに、制度の安定化が図られるように所要の予算を計上いたしました。

次に、診療所の運営関係について申し上げます。

国民健康保険関寛斎診療所の運営につきましては、町内唯一の医療機関であり、地域に密着した医療体制を確保し、町民の皆さんが安心して住み続けるための施設であります。このため、施設や人材などさまざまな面で充実を図るとともに、町民の皆さんが健康で安心して暮らせる環境を築くために関係職員と一層の努力を重ね、医療体制の健全運営の確立維持に努めてまいります。

今年度につきましては、電子カルテ医事一体型システムの更新、持ち運びが楽で操作が簡単な汎用超音波画像診断装置の購入に必要な経費を計上いたしました。

次に、簡易水道事業及び公共下水道事業関係について申し上げます。

簡易水道事業につきましては、昨年に引き続き町内全域の水道台帳作成事業を実施し、今年度は水道台帳システムデータを構築、今年度で完了します陸別浄水場の機器更新事業、陸別配水池の施設設備改修事業などに必要な経費を計上いたしました。

下水道事業につきましては、平成9年度から供用開始しており、水洗化率は91.5%になっております。

今年度につきましては、平成31年度まで施設のみを対象として作成された「長寿命化計画」にかわる「ストックマネジメント計画」の2年目、公共下水道事業に係る「全体計画及び事業計画」の策定に要する経費を計上いたしました。

また、昨年に引き続き浄化センターの長寿命化のための電気・機械設備更新工事などに必要な経費を計上いたしました。

介護保険事業関係について申し上げます。

介護保険事業につきましては、平成30年に議会で議決をいただいた「第7期介護保険事業計画」に基づき、「高齢者が住みなれた町で自分らしい生活を続けることができる町」・「高齢者一人一人のニーズに対して手が届くまちづくり」を目指すために、地域包括ケアシステムの体制整備・日々の生活に楽しみが持て、つながりや支え合いを大切にできる地域づくり・介護の重症化の予防、介護予防と健康づくり、自立支援の推進、高齢者の尊厳や権利擁護を大切にした地域づくりを基本目標に、必要とする方に必要なサービスを提供する経費を計上いたしました。

後期高齢者医療につきましても、所要の予算を計上いたしました。

以上が令和元年度の町政執行に臨む、所信と主な施策・予算であります。

国は、景気回復期間が「2012年12月から本年4月までの65カ月間を、戦後2位となるいざなぎ景気を超える長さとなった可能性が高い」としています。国は、景気回復が雇用環境の改善、所得の増加や消費は持ち直し、地方経済の回復、デフレではない状態を実現、生活の満足度の5点を要因として上げています。しかしながら、地域経済については、総じて景気回復が続いているものの、地域によっては回復スピードに強弱があり、大都市圏は好調に推移し、地方圏には景気回復の実感が乏しい状況が続いています。

また、本年10月には、消費税率の引き上げが予定されており、先行きについては、依然として楽観視できない状況であります。

このような厳しい経済状況下で、当町にも波及する課題・難題が発生することが予想されますが、私は、町民の皆さんと一緒に、陸別の未来のために、「まちづくりは人づくり 小さくても清らかで輝きのある町・安心して安全に暮らせる町」を目指して努力していく所存であります。

議会並びに町民の皆さんの一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、令和元年度の町政執行方針といたします。

○議長（本田 学君） 11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育長から令和元年度教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 令和元年陸別町議会6月定例会の開会に当たり、教育行政の基本的な考え方と主要な方針について申し上げます。

今日の社会は、少子高齢化が進行し、地域経済や人々の暮らしに不安が広がる中で、子供の学ぶ意欲や学力・体力の低下、家庭・地域の教育力の低下などの課題が指摘されております。

こうした中、新学習指導要領では、子供たちが未来の社会を切り開いていくための資質・能力を一層確実に育成するとともに、社会に開かれた教育課程を実現していくことが示されています。

このような教育改革の状況や「十勝はひとつ 子どもたちのために」という十勝管内教育推進の基本テーマを踏まえながら、教育委員会といたしましては、家庭、学校、地域との連携を推進し、「家庭は温かく」「学校は楽しく」「地域は明るく」を合い言葉にして、「陸別の子は陸別で育てる」ということを主体に、町ぐるみで育む活動につなげ、町民誰もが学び合う生涯学習の充実、そして本町の恵まれた豊かな自然や地域の資源を生かした教育行政の推進に努めてまいります。

第1、学校教育の推進であります。

学校教育につきましては、「社会で生きる力の育成」「豊かな心と健やかな体の育成」「学びをつなぐ学校づくりの実現」「学びを支える家庭・地域との連携・協働」を柱とし、陸別町の特性を活かした「強い学校づくり」に取り組んでまいります。

「社会で生きる力の育成」であります。

主体的・対話的で深い学びを実践し、児童・生徒に将来必要な資質・能力を身につけさせるとともに、社会の変化に対する教育を推進し、社会的に自立するための力を育ててまいります。

全国学力・学習状況調査などの活用・分析、英語指導助手招聘による小中学校の外国語授業等の充実、特別支援教育における保護者及び関係機関との連携、また、専門員の派遣や特別支援補助員等の配置を行い、支援に努めてまいります。

修学旅行費の経費増加に伴う保護者負担の軽減を図るため、今年度も小学6年生、中学3年生の修学旅行費に対し、一部助成をすることといたしました。

昨年度、安心して学業に専念できる環境づくりのため、奨学資金貸付条例を改正いたしました。今年度も引き続き支援をしてまいります。

次に、「豊かな心と健やかな体の育成」であります。

道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通して、基本的な倫理観や規範意識を身につけさせるとともに、ふるさとへの誇りや愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。

また、日々の健康を保持増進し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの活用・分析により、その向上を図るとともに、健康教育の充実に取り組んでまいります。

いじめの問題につきましては、学校全体で未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、子供たちが発するサインを見逃さないきめ細やかな対応に努めてまいります。

あわせてPTA活動を通して、いじめが起こらない環境を周囲から築いていくことが重要であり、その取り組みを支援してまいります。

児童生徒芸術鑑賞事業については、子供たちに芸術を鑑賞してもらい、豊かな情操を養うことを目的として、隔年で開催しておりますので、所要の予算を計上いたしました。

フッ化物洗口、インフルエンザに対する予防などにつきましては、健康面に対する正しい知識と習慣の普及、周知徹底に努めてまいります。

「学びをつなぐ学校づくりの実現」であります。

今年度より陸別小学校と陸別中学校は併設型小中一貫校としてスタートしました。この小中一貫教育により、「学力の定着」「豊かな人間性と社会性の育成」「9年間を見通した一貫性・継続性のある指導」「ふるさと教育の充実」を目指す一貫教育の姿と捉え、推進してまいります。

この小中一貫教育を支え、充実させるため、これを三輪車の前輪の役割として、また保護者、地域住民、学校運営協力者等が参画、評価する「陸別町学校運営協議会」、学校支

援活動等の業務を担う「陸別町地域学校協働本部」を三輪車の後輪の役割として取り組んでまいります。

小学校と保育所の連携であります。小学校への園児を招いての交流や小学校教員の保育所参観など実施しており、小学校入学時におけるスムーズなつなぎとなるよう努めてまいります。

土曜授業につきましては、地域人材を活用した授業、ふるさと教育等、全て公開授業としており、実施内容を学校だより等で伝えたり、参加の呼びかけを行っています。このことにより、ふるさとに対する誇りと愛着を持つ子供たちの育成に資するものとして取り組んでまいります。

信頼される学校づくりであります。

教職員の服務規律の保持・徹底につきましては、飲酒運転や体罰の根絶など不祥事の未然防止について、毎月定例開催しております校長教頭会議において、指導の徹底に努めてまいります。

教師の資質向上につきましては、校長の経営方針に基づき、個々の授業力の向上を図るとともに、校内における研修や小中一貫教育などの研究活動の充実のほか、十勝教育研修センター研修講座等への参加、教育局指導主事の指導を受けながら、日々研さんして取り組んでまいります。

本町の教職員の業務改善につきましては、昨年度策定した「学校における働き方改革陸別町推進プラン」に基づき、教職員の長時間労働を改善するため、学校閉庁日の設定や部活動休業日の取り組みを進めてまいります。

「学びを支える家庭・地域との連携・協働」であります。

子供たちがさまざまな人々とかかわり、多様な経験を重ねながら、たくましく成長していくためには、学校教育だけではなく、家庭や地域と連携することが必要であります。

「とち家庭だんらんノーテレビデー」の実施は、家族団らんのよい機会となっていると考えます。インターネット利用も含めた望ましい生活習慣の定着、家庭学習の習慣化の見直しとして取り組んでまいります。

児童生徒の安全確保についてであります。

登下校時における児童生徒の安全確保につきましては、日ごろの児童生徒に対する指導を始めとして、「通学路の再確認」や「交通安全教室」を開催して指導の徹底を図っております。

また、小学校においては、校区支援ネットワークの取り組みに対し、市街地の全自治会から御理解をいただき、引き続き登下校時の街頭指導に御協力をいただいております。

子供たちを地域の大人の目で見守り、各関係機関と情報の共有化を図りながら、安全確保に努めてまいります。

第2、社会教育の推進であります。

今日の少子・高齢化の進行や、国際・情報化の進展の中、ライフスタイルの変化や価値

観の多様化などにより、生涯を通して心身ともに健康で生きがいのある人生を過ごすことが求められています。

そのため、町民が生涯にわたり、健康で文化的な生活が営めるよう、住民ニーズを的確に捉え、学習や文化・スポーツに親しむ機会の提供など、第8期陸別町社会教育計画に基づき実施してまいります。

公民館には図書館司書は配置されておらず、貸出業務やレファレンス業務は管理委託業者の職員が行っています。そのため、図書室が主催する読書推進業務は行われていませんでしたが、平成29年度より小中学校向けの推薦図書の購入を図り、学校図書室と共有を進め、子供たちがあらゆる機会に、自主的に読書活動を行うことができるよう、引き続きその環境整備を図ってまいります。

体験講座につきましては、「わくわく体験」や「水中生物講座」「ラフティング」、また「ヒップホップダンス教室」は、陸別町文化祭での発表を伴う成果発表型の体験講座であり、継続して取り組んでまいります。

中学生等海外研修派遣事業、冒険・体感inとうきょう派遣事業につきましては、この体験を通して生きる力が身につき、成長に大きく寄与している陸別町ならではの研修事業であり、今後も継続してまいります。

学童保育所につきましては、小学校6年生までを対象児童としており、定員の35名ほどの入所となっております。

今後も小学校や保育所と連携しながら内容の充実に努めてまいります。

高齢者教育につきましては、「りくべつことぶき大学」に現在62名の方が登録されております。今年度も見学研修を主体に、外に出る機会やみんなで学ぶ場をふやしていく予定です。参加者の意向を踏まえながら内容の充実に努めてまいります。

第3、文化の振興であります。

文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上で大きな力になるものであります。

文化芸術分野につきましては、陸別町文化協会の活動を中心に「陸別町文化祭」や町民文芸誌「あかえぞ」の発刊、「ふるさと劇場」の活動が継続して取り組まれております。

次世代への継承が課題となっておりますが、各サークル活動、文化祭やふるさと劇場における地元の音楽グループの参画など、多世代交流や地元文化との協働による取り組みの広がりを支援してまいります。

第4、文化財の保護と活用であります。

陸別町の文化財につきましては、関寛斎を始め、国指定史跡ユクエピラチャシ跡や町指定文化財、郷土資料など、恵まれた環境にあります。

昨年度、旧中斗満小学校内に陸別町郷土資料室が完成いたしました。今年度は、既に「ことぶき大学」の移動研修や町民見学会を実施しておりますが、今後も周知、活用を図ってまいります。

関寛翁の顕彰活動につきましては、生誕の地東金市を始め、関寛翁の功績を顕彰する全国的な活動の広がりとともに、関寛齋資料館の来館にあわせ、旧関牧場施設周辺を訪れる人もふえており、我が町の開拓の祖に対する関心が高まっております。引き続き関寛翁顕彰会の活動を支援してまいります。

第5、スポーツの振興であります。

生涯スポーツは、身近な生活の場にスポーツを取り入れ、一人一人のライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味等に応じて、生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しむことができるように推進しなければなりません。

当町では、教育委員会主催の「スポーツの集い」や各体育団体主催のソフトボール、パークゴルフ、ミニバレーなどの各種大会にも幅広く町民が参加して楽しめるように関係団体、自治会など地域と連携、協力しながら実施してまいります。また、年齢に応じた体力づくりを推進するために、町民向けの体力テストにも取り組んでまいります。

町民スポーツレク大会は、ことしで第52回を迎えます。町民の皆様が一堂に会し、健康の保持増進やレクリエーションを目的として、交流、親睦がより深められますように実行委員会、競技役員、各自治会の皆様の御協力によりまして、8月25日に開催することとしております。

また、スポーツ振興基金運用事業につきましては、運用益金を充当し、個人及び団体のスポーツ活動における全国・全道大会出場者及び各種指導者講習会などに助成してまいります。

今年度もスポーツ推進委員や体育連盟・スポーツ少年団、さらには保健福祉センターとの連携を図りながら、町民全員が生涯を通じてスポーツや健康づくりに親しめるようにスポーツ施設の適切な維持管理やスポーツを楽しむ機会の提供のため、その環境を構築してまいります。

第6、給食・食育であります。

給食事業は、地域の産業振興に寄与し、家庭愛をつなぎ、そして、食の大切さを学ぶ食育を推進するものであります。

食物アレルギーを持つ子供たちへの対応や衛生管理を徹底し、安全で安心できる給食の提供を行ってまいります。

また、給食の内容としては、成長に必要な栄養バランスがとれる多種多様な献立を作成し、地域の食材等も活用しながら、おいしく楽しい給食を提供してまいります。

子供たちに対する食育としては、授業や収穫体験などを通し、食に関する興味を深める取り組みを進め、感謝の気持ちが育つよう推進してまいります。

保護者や地域に対する食育としては、主に給食だよりを通じて、給食及び食事についての情報提供を行ってまいります。また、地域の方々に対して給食の試食会等を実施してまいります。

第7、教育施設等環境整備であります。

令和元年度における主な環境整備は次のとおりであります。既に当初予算で計上済みも含め、それぞれの所要の予算を計上いたしました。

教員住宅関係、教員住宅新築1棟2戸、解体1棟2戸。

学校整備関係、小学校軒天改修工事。

コンピューター整備関係、小中学校コンピューター整備事業(サーバ等の更新)。

これからも、学校、家庭、地域や各関係機関と連携を深め、職員一丸となって積極的な教育行政を推進し、町民の付託に応えるよう努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（本田 学君） 以上で、令和元年度町政執行方針及び教育行政執行方針を終わります。

執行方針に係る一般質問の追加は、本日午後5時までに提出してください。

◎日程第4 議案第28号専決処分の承認を求めることについて

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第28号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第28号専決処分の承認を求めることについてですが、町内唯一の陸別歯科診療所歯科医師の交代に伴いまして、後任の歯科医師により継続して歯科診療が行われるようにするために必要な予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分をしたところであります。

その内容つきまして議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第28号について説明をさせていただきます。

議案集の3ページをお開きください。

令和元年度陸別町一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度陸別町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ829万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,152万3,000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページ、4ページをお開きください。

まず、第1表、歳入歳出予算補正の表の見方について説明をいたします。

この4ページは、歳入に係る款と項の予算の補正前と補正後の金額となっております。この款と項は議決科目でありまして、地方自治法や施行規則で定められているところであります。

今回の歳入では、10款地方交付税と18款繰入金までの項目で補正予算が計上されておりまして、御審議をお願いするものであります。

表中、既定額には、当初予算からこれまで議決をいただいた額の合計となっております。補正額は、今回提案させていただく額となっております。表の下から2行目の補正されなかった款項に係る額というのは、今回、補正予算が計上されていない款項の合計額であります。

なお、歳入の合計額につきましては、これから説明いたします5ページの歳出合計と同額となります。

5ページをお開きください。

5ページは歳出になります。こちらの歳出の表も歳入と同様に、款と項は議決科目となっております。歳出では、4款衛生費の項目で補正予算が計上されております。この表の見方につきましては、歳入と同様でありますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、今後の補正予算におきましても、この「第1表 歳入歳出予算補正」は、このような表であります。説明はこれからはいたしませんので、御承知をいただきたいと思います。

それでは、これから事項別明細書により補正予算の内容を説明したいと思います。

まずは、歳出から説明したいと思いますので、7ページをごらんください。

2、歳出。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金、陸別歯科診療所備品等購入費助成事業の補助金829万円についてであります。この件につきましては、町長の行政報告にもありまして、これまで診療してこられました歯科医師が6月上旬で退去することになり、これに伴いまして、新たな医師が間をあけずに陸別歯科診療所での診療を行っていただけることとなりましたので、診療を開始するに当たりまして、最低限必要な新たな診療用の機器や医薬品、消耗品を購入する費用を助成したものであります。

当初購入しようとしていました備品の診療用機器につきましては、議案説明書、資料ナンバー1に添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、医薬品等につきましては、種類等が数多くありまして、一覧表につきましては添付をしておりますので、御了承いただきたいと思います。

なお、この事業につきましては、購入費の一部につきまして、歯科医師のほうから自己負担を求めておりますし、購入後には、実績に応じまして精算することとなっております。

ので、あらかじめ御承知いただきたいと思います。

歳出につきましては、以上であります。

次に、歳入、6ページをお開きください。

1、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税、普通地方交付税249万円の補正であります。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が17億9,171万9,000円、特別地方交付税が1億8,000万円、合わせまして19億7,171万9,000円となります。普通地方交付税の平成30年度の確定額につきましては、18億8,784万5,000円でありますので、これと比較しますと9,612万6,000円を留保しているということになります。

続きまして、18款繰入金1項基金繰入金3目ふるさと整備基金繰入金1節ふるさと整備基金繰入金、陸別歯科診療所備品等購入費助成事業に充当ということで、580万円を充当するという内容であります。

以上で、説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第28号専決処分の承認を求めることについて、令和元年度陸別町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、6ページから7ページまでを参照してください。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今回の補正につきましては、歯科医師の交代に伴う措置ということでありまして、このことにつきましては、5月8日に開催されました臨時会の際の議員協議会において、趣旨の説明をいただいておりますので、理解しているところであります。今回、若干の確認のための質問をさせていただきます。

まず、先ほど行政執行方針でもありましたように、町民に不便をかけることなく、後任の歯科医師を確保できましたことは大変ありがたいことだと思っております。町理事者の御苦労に感謝申し上げますところでございます。

お伺いいたしますが、かねてから話されておりました前任の医師所有の診療機器、この取り扱いがどのようになったのか。また、今回、備品の整備は、これまで使っていた町所有のものを更新することになったのか、あるいは全く新たな備品を整備するという事なのか。

以上であります。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 前任の医師の置いていかれましたレントゲンですとか診療台と

というようなものの大きなものにつきましては、前医師がこちらに置いていくということでありまして、町のほうで一時、無償譲渡という形で契約いただきまして、町のほうから新たに、新たな歯科医師に対しまして無償譲渡しております。

なお、今回購入しようとするものにつきましては、新たな医師が必要と思われるものについて、新たに購入するものでありまして、この備品につきましては、資料のほうに記載をしているとおりであります。

なお、消耗品等につきましては、前医師が全て持っていかれましたので、それらについて、当面必要な医薬品ですとか事務用品ですとか、そういったものについては、全て新しい医師が、自分が必要と思われるものにつきまして購入したものであります。

なお、新たな医師につきましては、既に東京都のほうで医療業務を行っておりますので、そちらで使える物品、備品につきましては、そのままこちらに持ち込んでくるということになっておりましたので、それに不足する分だけを購入したという形になっております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この物品について、前任者の場合であります。これは平成13年に歯科診療所設置条例を廃止した際に、建物を有償貸し付けする形態になったわけがあります。その際に、機器の更新及び修理については歯科医師が行うと、そのような取り扱いになったものと記憶しておりまして、今回、助成という形をとっておりますので、この考えは踏襲されるものになると、そのように理解しております。

今回の助成につきましては、助成でありますから、事業費の総額が幾らだったのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 総額でいきますと、需用費で92万8,800円、備品購入で779万7,600円で、合計872万6,400円。先ほど町長からも説明あったと思うのですが、一部、歯医者さんのほうにも負担してもらおうということで、今言った総額に対しての95%、829万円を補助するというような形になっています。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） そうしましたら、助成率は相当高いというか、全額ではないにしても、助成率は高いと、そのように理解してよろしいかということでありまして。

それで、歯科診療体制の維持、これは当町にとって絶対必須なものであります。なおかつ当町における歯科診療については、非常に公益性の高いものでありますから、助成を続けることに対しては異論のないところではありますが、現行の町の助成制度、まちづくり補助金など、これらで対応するのか、あるいは社会福祉法人に対する助成のように、条例によって対応することも必要ではないかと考えるわけではありますが、お考えを伺います。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 今の助成の関係であります、これは5月8日の議員協議会でも町長のほうから説明があったかと思いますが、今回限りの助成であります。ですから、この後につきましては、皆さんも御承知のとおり、民間の歯科医師でありますので、報酬等を受けて自賄えをしていただくということになります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 先ほどの議員の質問で大体わかったのですけれども、経営方針というのか、結局このお医者さんに対して、今、副町長が説明あったように、自立した経営をやるのか、それともいろいろな形で、今後助成はしないと断言してはいますが、消耗品とか、あるいは大きなものが必要となった場合には、今後考えていかれるのか、その辺の考えと。

先ほどの議員も述べておられましたけれども、やはり陸別の歯科診療については、あきのない形で今回続けられているということについては、大変町民にとってはありがたいことだと思いますので、今後、あくまでも個人の考えなのですけれども、基本的に陸別に長くいてもらえるということを確認できるのかどうかも含めて、お答え願いたいと思うのです。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） まず、備品等の購入の関係でありますけれども、これにつきましては、今、診療しています医師とも話をしまして、今回限りということではあります、今、議員がおっしゃられましたように、後年度どのような状況になるかということ、今の段階ではわかりませんので、それについては都度協議していくということとさせていただきますというふうに思います。原則は、個人が自賄いを行うということであり、

それから、今後のことについてであります、これにつきましても、実は民間の歯科医ということになりますので、町のほうで縛ることはできませんが、町の学校の歯科医ですとか、あと、保健等で行われている歯科医も、今年度につきましては他から派遣をいただいてやっていただくことにはなりますが、今後は、今回こちらに来られました医師にお願いするというところで協議をしているところでもありますので、その辺で、長い期間こちらにいていただけるように、さらに協議を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 少し補足をしたいと思います。

先ほど副町長の説明の中で、機器の中で、レントゲンは置いていないです。レントゲンは持っていきまして、金がかかるレントゲンは新たに購入したということでございます。

今、副町長が話したとおりであります。陸別町の人口からいっても、いろいろ経営とか何とか、独立採算でももちろんやっていくわけですが、そこら辺で、新しい歯科医の先生もここで長くやっていくためには、そこそこ収益も上げていかなければならないということで、各民間の法人とかなんとかも、これから連携してといいますか、そこら辺で、お客さんとして取り組んでいきたいと。

そして、今までできなかった訪問診療とか訪問治療、あと、予防等に関しても、町の全体的な医療の一つとして協力していきたいということもおっしゃっていますので、そこら辺、いろいろ経営の状態も見ながら、皆さんもおっしゃっていただきますように、公益性が高い業種でもありますので、そこら辺は、その都度またいろいろ考えていくことも必要なのかなと、そういうふうに考えておりますし、議員の言うことは最もと、そのとおりで解しているところでございます。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 町長の考え方もお聞きしましたので安心しましたがけれども、何といっても陸別は、障害施設、それから高齢化の中での歯の治療については非常に重要な位置だと思うのです。そういった意味で、今後、法人等について、きちっと医者が確保できたので協力してもらえようと、強制はできないけれども、協力願うということは、町長から一言お願いしながら、末長く診療が続けられることをやってもらいたいと思います。

町民の皆さんにももちろん広報を通じて、新しい医者についてのことも紹介がてら、みんなが利用できるよということを進めていってほしいと思いますけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それもおっしゃるとおりでございます。まず、独立採算性ですから、町で商売に対して極端な協力するということではできませんが、荒川さんの件から始まって、その経緯やなんかも知らしめることも必要だと思いますし、あと、独自に町民の皆さんにチラシとか、そういうのも今でき上がって、回すということだとそうでございます。そして、もちろんお年寄りの方も多いので、先ほど法人の話だけしましたが、もちろん独居の方等が多いので、そこら辺も訪問して治療、診療したいということでございますし、既に北勝光生会あたりとはもう話し合っ、既に回って、行動しているということも私もちょっと伺っていますので、そこら辺、議員おっしゃるように、少しでも長く、一生懸命長くいただける協力はしていかなければならないと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第28号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり承認されました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 議案第29号北海道市町村総合事務組合格約の変更について

○議長(本田 学君) 日程第5 議案第29号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第29号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてですが、加入団体の脱退に伴いまして、北海道市町村総合事務組合格約、別表第1及び別表第2を変更することについて協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 高橋総務課長。

○総務課長(高橋 豊君) それでは、私のほうから、議案第29号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のように変更する。

今回の北海道市町村総合事務組合格約の一部変更につきましては、本町が加入している北海道市町村総合事務組合の構成団体の一部団体が解散に伴いまして、規約の別表第1及び別表第2を変更する必要が生じたため変更するものです。

まずは、議案説明書、資料ナンバー2の新旧対照表を御参照ください。

右が現行で左が改正案になっております。下線が引かれている箇所が今回の改正箇所と

なっております。

また、表中、振興局名の後に記載されている括弧書きの数字では団体数の加入数であります。

別表第1、第2とも、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合が平成31年3月31日をもって解散したことに伴い、表から削るというものでございます。

第1表になりますが、これに伴い、空知総合振興局の団体加入数が「(33)」から「(32)」に、日高振興局の団体加入数が「(16)」から「(15)」、十勝総合振興局の団体加入数が「(24)」から「(23)」に変更となります。

それでは、議案集の8ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文の朗読は省略し、附則のみ読み上げます。

附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するであります。

なお、地方自治法第286条第1項では、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されていることから、議会の議決を求めているものであります。

以上で、議案第29号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第29号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第30号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更

について

○議長（本田 学君） 日程第6 議案第30号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第30号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてですが、平成31年3月31日をもって、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退したことに伴いまして、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することについて協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） それでは、私のほうから、議案第30号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

本件につきましては、先ほどの議案第29号と同様に、本町が加入している北海道市町村職員退職手当組合の構成団体の脱退に伴いまして、規約の別表（2）について変更する必要が生じたため変更するものでございます。

議案説明書、資料ナンバー3の新旧対照表を御参照ください。

右が現行で左が改正案で、下線が引かれている箇所が今回の改正箇所となっております。

別表（2）、一部事務組合及び広域連合の表中、空知管内の区分において、北空知葬斎組合、日高管内の区分では、日高地区交通災害共済組合、十勝管内の区分では、池北三町行政事務組合が平成31年3月31日をもって解散したことに伴い、新しい表から削られるというものでございます。

それでは、議案集の9ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文の朗読は省略し、附則のみを読み上げます。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

地方自治法第286条第1項につきましては、議案第29号で説明したとおりでございますので、本件について議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第30号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えいたします

ので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第30号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第31号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

○議長（本田 学君） 日程第7 議案第31号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第31号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてですが、加入団体の脱退に伴いまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約、別表第1を変更することについて協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） それでは、議案第31号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

本件につきましては、議案第29号、30号と同様に、本町が加入している北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体の脱退に伴いまして、規約の別表第1を変更する必要が生じたため変更するものでございます。

議案説明書、資料ナンバー４の新旧対照表を御参照ください。

右が現行で左が改正案です。下線が引かれている箇所が今回の改正箇所となっておりますが、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、一つ置いて、北空知葬斎組合が平成３１年３月３１日をもって解散、また、十勝環境複合事務組合が平成３０年３月３１日をもって解散したため削るというものでございます。

それでは、議案集の１０ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文の朗読は省略し、附則のみ読み上げます。

附則。

この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。

地方自治法第２８６条第１項につきましては、議案第２９号、３０号で説明したとおりでございますので、本件について議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第３１号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第３１号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第３２号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第８ 議案第３２号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第３２号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例

ですが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴いまして所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長より説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第32号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例について、概要を申し上げて説明とさせていただきます。

なお、議案説明書の資料ナンバー5に新旧対照表を付しております。御参照願います。

新旧対照表につきましては、小さくて見づらくて申しわけないのですが、左側が新、右側が旧ということでございます。新のほうの下線部がありますが、下線部につきまして、今回、変更あるいは追加されるという内容でございます。

それでは、説明します。

本年10月に予定されている消費税率の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されます。これを実施するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されています。

この一部改政令による介護保険法施行令の改正の内容につきましては、今も既に、平成30年から32年度の3カ年で行われております軽減措置の中で、第1段階の第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅を引き上げるということとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者にまで広げて、これらの減額賦課に係る減額幅を定めたものであります。

あわせて、平成から令和へと元号が変わったことによる改正も行っております。

具体的には、条例第2条第2項で規定する第1段階の方については、本来の保険料というのは、基準額、いわゆる第5段階の保険料に0.5を乗じた額ということになりますけれども、本改正前の軽減、今現在行っている軽減で、0.45を乗じた額とされておりまして、3万780円とされていたところでございます。

今回の改正では、軽減前の乗率0.5から0.125を超えない範囲で減ずる減額、わかりづらい言い方ですけども、0.5から0.125を超えない範囲で減じた割合、要は、最大0.375まで減ずることができるという、この乗率を使わせていただきまして、保険料年額が2万5,650円になるということを記載してございます。

また、第2段階、第3段階の方については、本改正前は、軽減措置がございませんでしたが、本改正では、基準額に乗ずる率を、第2段階では、軽減前0.75、第3段階も0.75なのですが、第2段階は0.75から、先ほどと同じ0.125を超えない範囲ということでありまして、0.625に。第3段階では、0.75ですけども、0.025を超えない範囲ということでありまして、0.725という設定を、最大限の減率を採用させていただいております。

この内容で計算された金額に読みかえるという規定が、第2条第3項及び第4項となっているものでございます。

それでは、議案集11ページをごらんください。

ただいま、条文につきましては、説明したとおりとなっておりますので、省略させていただきます。附則を定めておりますので、附則を読み上げます。

附則。

1、施行期日等、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

2、経過措置、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものであります。

以上で、議案第32号の説明を終わります。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第32号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第33号令和元年度陸別町一般会計補正予算
（第3号）

◎日程第10 議案第34号令和元年度陸別町国民健康保険直営
診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）

◎日程第11 議案第35号令和元年度陸別町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）

◎日程第12 議案第36号令和元年度陸別町介護保険事業勘定
特別会計補正予算（第1号）

○議長（本田 学君） 日程第9 議案第33号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第3号）から日程第12 議案第36号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予

算（第1号）まで、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第33号令和元年度陸別町一般会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,335万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,487万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第34号令和元年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,102万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第35号令和元年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,943万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第36号令和元年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,772万6,000円とするものであります。

以上、議案第33号から議案第36号まで4件を一括提案いたします。

内容については、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第33号から議案第36号まで一括して説明をさせていただきます。

議案第33号令和元年度陸別町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加、変更、廃止は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明したいと思いますので、11ページをお開きください。

2、歳出です。

まず、これから説明する各科目の中で、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費

につきましては、職員給で人件費であります。4月から5月の人事異動によるものや職員の扶養親族等の移動等に伴う職員手当を調整して今回補正をしておりますので、あらかじめ御承知をいただきたいと思っております。

それでは、順に説明をまいります。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費 2 節の給料 1 0 万 2, 0 0 0 円の補正であります。3 節職員手当等 3 2 万 6, 0 0 0 円の減額の補正。4 節共済費 1 7 万 1, 0 0 0 円の減額の補正。これにつきましては、先ほど言いましたように人事異動等による補正であります。続きまして、9 節旅費であります。費用弁償 1 5 万 1, 0 0 0 円、普通旅費 6 万円、合計 2 1 万 1, 0 0 0 円につきましては、ことし、札幌市で開催されます議会広報研修会への議員 5 名分、事務局職員 2 名分の旅費であります。

次のページになります。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 節給料 4 1 9 万 6, 0 0 0 円、3 節職員手当等 2 5 8 万 1, 0 0 0 円、4 節共済費 1 1 3 万 2, 0 0 0 円、これらの補正につきましては、人事異動等による補正であります。9 節旅費になります。特別旅費 8 3 万 8, 0 0 0 円ありますが、これにつきましては、職員の研修旅費でありまして、後ほど教育費でも説明が出てきますが、中学生等海外派遣事業への職員研修 1 名、冒険体感 i n とうきょうへの 2 名分の職員の旅費であります。

次に、1 3 ページをお開きください。

5 目財産管理費ですが、まずは、1 3 節委託料から説明をいたします。1 3 節の事業系廃棄物処理業務 5 9 万 8, 0 0 0 円につきましては、役場庁舎において出ましたごみの収集運搬処理に係る委託料であります。ごみの関係につきましては、本年 4 月から十勝圏複合事務組合への加入によりまして、広域処理されることとなりまして、家庭ごみと事業系ごみの分別方法が変更となり、これに伴い役場関係の施設のごみにつきましては、事業系一般廃棄物として 4 月から、今までは各施設の担当職員が直接ストックヤードまで収集運搬をしてきたところでありまして、これから、町内事業者と協議を進めてきたところでありまして、今後、町内事業者による収集運搬が可能ということになりましたので、この業務について委託をしようとするものであります。

なお、御承知のように市町村の予算につきましては、事業別予算でありますので、施設ごとの当該科目におきまして推計したごみの量と運搬する車両台数等によりまして、予算を計上しておりますので、御承知をいただきたいと思っております。

次に、その下の庁舎管理費の施設整備 2 1 2 万 8, 0 0 0 円ありますが、これは、喫煙ハウス 1 基の設置委託料であります。

議案説明書の資料ナンバー 6 をごらんいただきたいと思っております。

まず、資料ナンバー 6 - 1 及び 6 - 2 の概要説明にありますとおり、昨年 7 月 2 5 日に健康増進法の一部を改正する法律が公布されまして、受動喫煙防止対策の強化が図られております。第 2 の規制対象とする施設、乗り物のところに掲載しておりますが、役場につ

きましては、第2施設に区分されておりまして、原則屋内禁煙であります。屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置できるというふうにも規定をされておりまして、会議等で多くの方が訪れる役場庁舎には必要なものであると考えますので、庁舎裏の屋外に資料ナンバー6-3の図面のような喫煙ハウスを設置しようとするものであります。

なお、役場庁舎につきましては、タウンホール等の利用もありますので、あわせてこちらを利用していただくという考えであります。

予算書の13ページにお戻りください。

ただいまの212万8,000円のほかに、12節役務費であります。建物災害保険料としまして、この喫煙ハウスの保険料3,000円を計上しております。

次に、18節備品購入費であります。タウンホールで使用していますマイク2本の購入費用3万3,000円あります。昭和63年に4本購入をして、主にカラオケ等で使用していたマイクであります。使用不能となりまして、現在使用できるマイクは1本のみとなっております。したがって、今回、使用できるものが1本しかありませんので、2本補充して対応しようとするものであります。

25節積立金385万8,000円あります。これは各基金への積立金となります。ふるさと整備基金は、ふるさと納税分が8件21万円、いきいき産業支援基金につきましては、優良家畜導入貸付金の償還金が8頭分352万8,000円と、ふるさと納税分3件6万円の合計358万8,000円あります。町有林整備基金につきましては、ふるさと納税分2件2万円、地域福祉基金につきましては、ふるさと納税分1件1万円、給食センター管理運営基金につきましては、同じくふるさと納税分で2件3万円の合計385万8,000円の積立金であります。

6目町有林野管理費です。11節の需用費、消耗品につきましては、町有林管理に係る伐採作業用安全装備、ヘルメットですとか手袋、前掛けなど一式で6万1,000円あります。これは、林業労務者の安全基準が見直されたことによりまして、町が雇用する臨時作業員1名分を一そろえ購入しようというものであります。

続きまして、7目企画費であります。19節負担金補助及び交付金1,545万円、まず、移住定住促進住宅建設等補助金1,000万円あります。平成29年度から2年間の期限を設けて実施してきた事業であります。この事業につきまして、継続の要望が非常に多いことから、引き続き実施しようとするものであります。

議案説明書の資料ナンバー7をごらんいただきたいと思います。

資料のナンバー7につきましては、この事業の概要を記載しております。

前回と変わったところを申し上げますと、新築から3年未満の中古住宅の購入の制度を削除しております。これは、この2年間やってきた中で、該当する物件が町内におきましては皆無であるということ。それから、中古住宅の改修については非常に要望があるのですが、この中古住宅についても改修箇所があれば、改修の補助で対応したいという考えで

あります。また、毎年度の予算の範囲内で補助とすることとしております。それから、本年7月から令和5年3月31日までの、また期限つきで実施しようとするものであります。

なお、本年度の4月から既に実施しました、または契約が終了した物件についても補助の対象とするように考えております。

次に、予算書14ページをお開きください。

まちづくり事業410万円です。景観形成補助が5件分、まちづくり補助が1件分として計上しております。合わせて410万円ですが、景観形成事業につきましては、4件分を繰越明許としておりますので、今年度は合わせて10件分となります。太陽光発電設置事業につきましては100万円、2件分の計上。こちらも1件分を繰越明許としておりますので、今年度、合わせて3件分となります。次のラコム市姉妹友好提携交流事業交付金35万円であります。ことしの7月24日から28日までの4泊5日の日程で、カナダ・ラコム市から6名の訪問団が来町いたします。平成24年以来7年ぶりの来町となりますけれども、実行委員会を組織して歓迎するための経費を計上しております。

11目交流センター管理費であります。まず、13節委託料の施設整備212万8,000円ありますが、これは、ふるさと交流センターの屋外に喫煙ハウス1基を設置しようとするものであります。内容につきましては、庁舎の屋外に設置するものと同様でありますので、説明を省略させていただきます。後ほど資料ナンバー6-1から6-3を御参照いただきたいと思います。

なお、この設置場所につきましては、今後、関係者と協議をして決めることとなっております。

その下の事業系廃棄物処理事業21万4,000円につきましては、5目の財産管理費で、庁舎のごみに係る処理を委託するという事で説明をしておりますが、この内容と同様でありますので、ふるさと交流センターのごみの量等の推計により算出した額で予算を計上しております。

なお、12節役務費、建物災害保険3,000円につきましては、喫煙ハウスの保険料となっております。

続きまして、2項徴税費2目賦課徴収費18節備品購入費、事務用備品であります。33万1,000円の計上であります。これは、税務担当におきまして、法人税、固定資産税の課税事務ですとか確定申告e-Taxなどで使用しているパソコン2台の更新に係る費用となっております。1台は平成20年、もう1台は平成25年に購入したものであります。いずれもウインドウズ7のサポートが来年1月に終了するという事で、更新しようとするものであります。

次のページ、15ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費2節給料58万4,000円の減額、3節職員手当等、こちらにつきましては、139万5,000円の計上のうち118万1,0

00円、それから、4節共済費の157万7,000円につきましては、人事異動等による補正となっております。3節の職員手当等の時間外勤務手当21万4,000円から7節賃金99万8,000円、次のページに移りまして、16ページの11節需用費の48万5,000円、12節役務費13万4,000円、14節使用料及び賃借料10万円、19節負担金補助及び交付金1,750万円につきましては、プレミアム付商品券事業という事業でありまして、総額1,943万1,000円の事業であります。

まず、この事業について説明をしたいと思いますので、議案説明書の資料ナンバー8-1、プレミアム付商品券事業説明資料をごらんください。

順に説明をいたしますが、趣旨につきましては、消費税率の引き上げによりまして、所得の低い方々への影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起し、下支えするために実施されるものであります。この事業は、国の政策事業であります。市町村が実施主体となります。商品券の購入対象者につきましては、基準日に市町村の住民基本台帳に記録されており、市町村民税均等割が課税されていない者から、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等や生活保護制度内で対応されている保護者等を除いたものと、基準日において3歳未満の子育て世帯主となります。

なお、3歳未満の子育て世帯主の場合につきましては、商品券は3歳未満の子供の数に応じて5セットずつ購入することができるというものであります。

プレミアムの額につきましては、最大で、対象者1人当たり額面2万5,000円分の商品券を2万円で購入することができる額面25%のプレミアムつきとなっております。

なお、5,000円単位で5回に分けて購入することもできます。

基準日及び事業費の内訳も記載のとおりであります。内容は、事務費及び25%のプレミアム分は、10分の10の国庫補助が充てられるというものであります。事業費の積算に当たりましては、平成29年度の臨時福祉給付金の支給者の数などを参考としまして、この予算では、非課税者660人、3歳未満の子供を40人の計700人で積算をしているところであります。

今後のスケジュールにつきましては、資料ナンバー8-2に記載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

なお、この事業の実施に必要な電算システムにつきましては、今回計上しておりませんが、北海道自治体情報システム協議会が新システムの開発を進めているところであります。この開発につきまして、今後の議会で補正予算を計上させていただくこととなります。あらかじめ御承知をいただきたいと思います。

なお、この新システムの開発委託料につきましても、支出額と同額の10分の10の国庫補助の対象となる見込みとなっております。

それでは、予算書の16ページをごらんいただきたいと思います。

下から2行目になりますが、28節繰出金は、介護保険事業勘定特別会計への繰出金93万4,000円であります。

2目老人福祉費18節備品購入費、事務用備品33万円につきましては、国保連合会への接続用のパソコン等の更新費用であります。来年の1月にウインドウズ7のサポートが終了することに伴いまして、更新をしようとするものであります。

次のページ、17ページをお開きください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費12節役務費、ボランティア保険2万6,000円ですが、これは、子どもカフェに参加する方々の分について、これまで保険に加入していなかったのですが、今回、保険に加入していただくというものであります。参加者が事前に特定できなくても加入できるボランティア保険がありましたので、1日1人当たり28円の保険で、掛け捨ての保険でありますけれども、有事の際に備えるということで、今回計上させていただいております。

なお、全体として、1回当たり90人が10回の開催で受けられるように予算を計上しております。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費2節給料278万1,000円の減額、3節職員手当等1万7,000円の減額、これにつきましては、職員の異動等による調整額となっております。

2目保健衛生施設費13節委託料、事業系廃棄物処理事業4万3,000円につきましては、保健センターのごみの処理に係る委託料であります。

次のページ、18ページをお開きください。

3目予防費の121万5,000円についてであります。これは、風しん追加的対策事業に係る補正予算であります。近年、男性の風しん患者が増加しておりまして、このたび国の施策として、風しんの発生及び蔓延予防のために、風しん抗体検査と予防接種について必ず実施しなければならない事業として位置づけられましたので、当町におきましても実施しようとするものであります。

議案説明書のナンバー9をごらんください。

まず、この事業の実施方法でありますけれども、3カ年計画で段階的に行うこととなります。中段から下を見ていただきたいと思いますが、対象者は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの男性でありまして、初年度、今年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの男性に対しましてクーポン券を送付したいというものであります。表の中で手書きのところがありますが、陸別町は120人を対象としまして、そのうち抗体検査を受ける見込みの人数は80名、抗体検査が陰性であり、実際に予防接種を受けると見込まれる人数を35人として予算を計上しております。いずれも国の比率より高い人数として見込んだところであります。

この事業に対する国からの補助金につきましては、風しん抗体検査にまつわる費用の2分の1となっております。41万7,000円を見込んでおります。これは後ほど歳入において計上されますので、御承知いただきたいと思っております。

それでは、予算書18ページをごらんください。

3目の予防費であります。11節需用費、印刷製本費につきましては、3年分のクーポン券の印刷代5万5,000円、12節役務費、通信運搬費につきましては、クーポン券の送付用の切手代1万円、保健事業事務手数料につきましては、国保連への事務手数料となっております。3万4,000円。役務費の合計は4万4,000円であります。13節委託料の各種予防接種につきましては、抗体検査78人分の45万2,330円、予防接種の分、33人分34万5,708円の計79万9,000円となっております。19節負担金補助及び交付金につきましては、北海道自治体情報システム協議会のシステム改修の経費28万1,000円であります。20節扶助費の風しん予防接種費助成、これにつきましては、先ほど80名と言っていたうちの委託料78名ということでありましたが、2名分は償還分ということで、他の病院で受診した場合に支払う分となっております。2名分2万1,000円。風しん抗体検査助成につきましても同様で、2名分を見まして1万5,000円。20節につきましては、合わせて3万6,000円でありまして、この事業の合計121万5,000円となります。

4目環境衛生費11節需用費、修繕料69万3,000円ですが、これにつきましては、正見寺の横に設置されています陸別墓地への給水ポンプの設備の取りかえ費用であります。ことし3月からポンプがとまりまして、火葬場と、それから墓地への給水ができない状況になっております。火葬場へは、現在20リッタータンクで水を運搬して対応しているところではありますが、これを取りかえまして、対応できるようにしたいというものであります。

続きまして、5目診療所費28節繰出金、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金16万6,000円の減額であります。

次に、19ページをお開きください。

2項清掃費2目塵芥処理費11節需用費、修繕料49万8,000円につきましては、下敷祢別のストックヤードの旧第2焼却炉の修繕費用であります。現在、この建屋につきましては、発泡スチロール等、運び込まれました収集ごみですとか粗大ごみの一時保管場所として利用しているところではありますが、もともとが焼却炉でありましたので開口部が広がっておりまして、保管しているものに雨が当たってしまうということでありまして、シャッターを取りつけて、中での作業も可能にしたいというものであります。また、発泡スチロールの圧縮機など、電力をここで使いたいということでありまして、また、作業にも電気が必要であるということでもありますので、現在、使用不能となっています電気の設備、幹線動力、電灯設備など、電気配線等を修理したいというものであります。

次の3項水道費2目水道費28節繰出金につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金122万3,000円であります。

続きまして、5款労働費1項労働諸費1目労働諸費19節負担金補助及び交付金15万8,000円につきましては、北海道労働保健管理協会における振動障害検診の単価アップによる補正であります。振動病予防対策事業としまして15万8,000円の補助の計

上であります。

2目緊急雇用対策費11節需用費37万3,000円、内訳は、消耗品が2万円、燃料費が35万3,000円となっております。

次のページをお開きください。

12節役務費の通信運搬費2万7,000円であります。13節委託料は、緊急雇用対策事業937万6,000円、14節作業用機械借上料79万3,000円。16節原材料費は、施設管理材料費として37万4,000円、合わせて1,094万3,000円あります。この事業につきましては、町内の建設業や林業関係者の短期雇用者の安定的な雇用につながるということと、各事業体の健全な事業を確保するために、町単独で行っている事業であります。平成30年度からの繰越明許費につきましては356万3,000円ございまして、合計で1,450万6,000円の予算が確保されているところであります。

次に、3目雇用再生対策費です。19節負担金補助及び交付金につきましては、事業者雇用促進支援の補助金916万円あります。こちらも町の単独事業でありまして、町内における雇用の促進とともに、定住化を促進するため、新規に従業員を雇用する事業主に対しまして、月額給料の一部を助成するという事業であります。新規就労者15名分でありまして、平成30年度から継続した雇用者4名分につきましては、繰越明許として予算を確保しております。

続きまして、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費3節職員手当等につきましては、職員の扶養等の異動に伴う補正であります。

次のページ、21ページをお開きください。

2目農業総務費2節給料11万5,000円の減額、3節職員手当等168万2,000円の減額、4節共済費21万7,000円の減額につきましては、人事異動による補正であります。

3目農業振興費19節負担金補助及び交付金、補助金で、農林推進協議会運営事業100万円ありますが、こちらにつきましては、青年等結婚支援活動事業への補助金であります。前年と同額であります。

4目畜産業費18節備品購入費の作業用備品であります。この6万7,000円につきましては、昨年購入しました家畜防疫車のバックモニターを購入しようとするものであります。車の形状上、後が見にくいということで、措置しようというものであります。

19節負担金補助及び交付金についてであります。ここで、訂正をお願いいたします。まず、説明欄の「○補助金」となっていますが、こちらを削除していただきまして、次に22ページをお開きいただきたいと思っております。22ページの一番上の家畜防疫事業の前に、「○負担金」と入れていただきまして、家畜防疫事業の下に「○補助金」と入れていただきたいと思っております。家畜防疫事業が、負担金の誤りでありましたので、おわびを申し上げます。

それでは、家畜防疫事業から説明をいたしますが、家畜防疫事業154万1,000円は、陸別町家畜伝染病自衛防疫組合への負担金でありまして、家畜伝染病対策互助会により対応されているところであります。今回の補正につきましては、平成30年度分の精算に伴う不足分の補正でありまして、これにつきましては、町、農協、家畜飼養農家の3者でそれぞれ3分の1ずつ負担しているところでありまして、今回の154万1,000円につきましては、その町の負担分ということになります。

次の畜産・酪農収益力強化整備事業6,887万5,000円ではありますが、これは酪農畜産クラスター協議会の補助金であります。3月12日の議員協議会等で説明されておりますが、事業費のうちバイオガスプラントの建設に係る外構を除く工事設計費と貯留槽1基の建設事業の補助申請予定額について、今回補正をするものであります。この事業に対する道の補助額につきましては、消費税を除く事業費の2分の1以内となっておりますが、道からの補助金を町で受けまして、同額を酪農畜産クラスター協議会へ支出します。この後、陸別町農業環境支援公社のほうへの補助ということで支出されることとなります。

次に、5目農地費7節賃金14万3,000円です。それから、9節旅費14万5,000円、11節需用費18万8,000円、14節使用料及び賃借料5万5,000円につきましては、トナム地区及び中斗満地区の道営農地整備事業の道からの委託金になりますが、監督等補助委託金について、基準単価及び基準日数の増に伴いまして、事務対象経費が増となりましたので、この合計額53万1,000円を補正するものであります。

次の6目営農用水管理費11節需用費、修繕料18万1,000円につきましては、上陸別地区営農用水配水池の屋根の防水に係る修繕であります。4月8日の強風によりまして、屋根の防水シートが一部剥がれてしまいまして、その防水シートの一部張りかえと防水コーティングを行おうとするものであります。

13節委託料、施設設備保守管理費23万4,000円についてですが、こちらにつきましては、トラリ浄水場の原水サンプリングポンプの更新に係る補正であります。原水を濁度計まで送りまして水質検査をする必要がありますが、ここで2台を交互にポンプを利用して送水しているところですが、現在、2台中1台が故障しております。1台で稼働しているところでありますけれども、原水に多くの砂がまじっておりまして、これが故障の原因となっております。ポンプを定期的に交換する必要がありますが、今1台のみの稼働でありますので、今回更新をして、送水できなくなることを防止したいというものであります。ちなみに、前回の更新につきましては、平成25年でありまして、6年が経過しております。

次、7目公共草地管理費であります。13節委託料、施設等改修72万2,000円ではありますが、トラリ地区公共草地給水施設のろ過沈殿室と送水ポンプ室を結ぶ流入管が漏水していると思われまして、現在給水されていない状態であるということが判明しました。これにつきましては、老朽化によるものと思われまして、公共草地に放牧する牛、馬の飲み水を供給するために、この流入管を布設がえしようとするものであります。

議案説明書の資料ナンバー12、系統図を添付しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思ひます。

続きまして、15節工事請負費、災害復旧工事、農業用施設工事421万2,000円であります。トラリ地区公共草地給水施設につながる電気配線が、5月21日の強風によりまして風倒木が起き、風倒木により被災したものです。この配電線路等の復旧工事費を補正として計上したものであります。電柱本体が1本、支柱2本の建てかえと切断された配電線の張りかえにつきましては834メートルとなります。現在のところ、リースした発電機により対応しているところであります。

なお、この被害につきましては、建物災害の保険によりまして費用の2分の1が補填される見込みであります。歳入でこの金額が出てきます。

議案説明書の資料ナンバー11に被災箇所図と直す内容について記載されておりますので、後ほど御参照いただきたいと思ひます。

それでは次に、23ページをお開きください。

8目農畜産物加工研修センター管理費13節委託料、事業系廃棄物処理業務2万5,000円につきましては、農畜産物加工研修センターのごみの処理に係る委託料であります。

2項林業費1目林業振興費19節負担金補助及び交付金、補助金、民有林造林促進事業178万4,000円につきましては、議案説明書、ナンバー12をごらんいただきたいと思ひます。この内容につきましては、この表の一番下のところに○が二つ書いてありまして、記載しておりますけれども、北海道造林事業標準単価が、下刈り作業の工程等の見直しによりまして大幅に増額されましたことから、所有者負担の軽減などを鑑みまして、当町の下刈りの補助金を改正しようとするものであります。また、4月以降になりまして、事業面積等につきましては、森林組合と協議の上、変更がありましたので、あわせて補正しようするものであります。

なお、事業費の単価及び面積の改正箇所につきましては、この資料によりまして説明しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

予算書23ページをお開きください。

続きまして、2目狩猟費7節賃金、臨時作業員賃金につきましては、12月から2月上旬にかけて、町が直接雇用するハンターの賃金57万6,000円です。主に国有林内において駆除を行うこととなります。それから、11節需用費の消耗品は、有害鳥獣駆除従事者用の腕章50枚の更新費用6万5,000円、無線用のアダプター10台分1万円の合計7万5,000円の計上であります。18節備品購入費、作業用備品は、キツネの捕獲用わな10個の購入費用であります。26万9,000円で、現在20個所有しておりますが、3個が使用不能となっております。農家への貸し出しは15個、現在町で保管しているのが2個しかないために補充しようというものであります。

続きまして、7款商工費1項商工費1目商工総務費2節給料707万7,000円の減

額、3節職員手当等478万1,000円の減額、次の24ページをお開きください。4節共済費227万6,000円の減額、これらにつきましては、人事異動等による補正となっております。

2目商工振興費19節負担金補助及び交付金であります。まず、プレミアム商品券発行事業810万円です。これにつきましては、前年同様、商工会からの要望がありまして、20%のプレミアム付商品券4,000セット分の発行分です。交付金の日産自動車購入助成事業につきましては300万円、こちらも商工会からの要望事業でありまして、継続して行うために前年と同額の予算を計上しております。

次のページ、25ページをお開きください。

続きまして、8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費13節委託料です。道路維持補修69万3,000円につきましては、町道緑町線の転落防止用の柵が道路と川の間にあるのですが、これの補修、16メートル分です。川沿の柵が折れ曲がっていて、町内からの要望もありまして補修しようとするものです。議案説明書のナンバー13に位置図をつけてありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、15節工事請負費、排水整備工事869万円です。町道小利別主要幹線の側溝整備でありまして、町道の横断管の取りかえ工事です。この箇所につきましては、大雨が降りますと側溝から水があふれまして、住宅地のほうに水が流れてしまうということになります。これによりまして、口径の大きいVボックスを横断管に取りかえようとするものでありまして、議案説明書、ナンバー14に箇所図をつけてありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

5目街路灯費15節工事請負費、街路灯改修600万円です。街路灯のLED化です。町道東2条通りに4基、町道東1条仲通りに6基の合わせて10基を今回改修して設置しようとするものです。議案説明書のナンバー15に箇所図をつけてありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、3項河川費1目河川総務費15節工事請負費、河川工事、河川補修工事622万6,000円についてです。これは、殖産付近の普通河川信常川の2カ所と作集地区の普通河川豊作川1カ所の護岸補修工事です。川の水によりまして護岸の侵食が進んでおりまして、今後の大雨のときに畑に水が上がるようなおそれがあるということでありまして、今回この3カ所を補修しようとするものです。議案説明書、資料ナンバー16に箇所図をつけてありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次のページ、26ページをお開きください。

4項住宅費1目住宅管理費15節工事請負費、外構改修工事453万2,000円です。これは、新町団地のK・M・N・Iの駐車場及び軒下がこの冬に凍上しまして、春先に住民からの通報により確認に行ったところ、最大で21センチの段差ができていたということになります。非常に危険であるということでありまして、今回、路盤の砂利を、通常50センチで行っているところですが、100センチに路盤をふやして改修しよ

うというものであります。

2目住宅建設費13節委託料、実施設計383万9,000円につきましては、新町交流館解体のための実施設計等であります。新町交流館を来年解体しまして、再来年建てかえを行いたいという計画を立てているところですが、これらの補助金申請には、この実施設計が必要となるということでありまして、今回予算を計上したところでありまして、

ただいま申しました2件につきましては、議案説明書、資料ナンバー17に箇所図をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、9款消防費1項消防費1目消防費8節報償費、退職報償金につきましては、消防団員の退職1名分25万2,000円であります。

続きまして、10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費13節委託料、会議録作成21万2,000円ありますが、これまで教育委員会の会議等につきましては、特に教育委員会で職員が、この会議録を、録音を聞きながら作成していたところでありまして、その作業が膨大でありますので、事務軽減のためにも委託によりこれを対処しようというものであります。

続きまして、次に、2目事務局費であります。2節給料392万9,000円の減額、次のページ、27ページになりますが、3節職員手当等219万7,000円の減額、4節共済費160万4,000円の減額、これにつきましては、人事異動による補正であります。

次のページ、28ページをお開きください。

9節旅費であります。普通旅費3万4,000円につきましては、新任教育委員研修会に参加するための旅費であります。12節役務費、ごみ処理手数料2万円につきましては、これは、蛍光灯ですとか水銀ランプですとか電池などの産業廃棄物の処理手数料でありまして、物がたまりましたらイトムカの工場のほうで処理をしてもらうための予算を計上しております。13節委託料、事業系廃棄物処理業務27万1,000円につきましては、小中学校から出るごみの収集運搬に係る委託料であります。

3目教育振興費8節報償費、謝礼金100万円につきましては、隔年で実施しております児童生徒芸術鑑賞事業の謝礼金であります。今年度につきましては、音楽等を計画しているということであります。19節負担金補助及び交付金につきましては、会議費負担金1万円です。これにつきましては、ジェットの会費の見直しによる補正となります。7万2,000円でありましたが、これが8万2,000円となりまして、1万円補正するものであります。それから、十勝管内特殊教育振興協議会8,000円につきましては、知的学級の1名の増に伴います補正となっております。19節は、合わせて1万8,000円であります。

2項小学校費1目学校管理費15節工事請負費、建物等改修工事、学校改修172万7,000円につきましては、陸別小学校の軒天の改修であります。小学校の多目的ホール周辺の軒天のボードが、雨水を巻き込んだと思われまして、水が浸透しておりまして、

ふやけて落下のおそれが出てきましたので、これを改修しようとするものであります。議案説明書、ナンバー18に図面を添付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次のページ、29ページをお開きください。

4項社会教育費1目社会教育総務費1,008万3,000円の補正であります。この内訳につきましては、中学生等海外派遣事業507万8,000円、団体補助等で289万円、それから冒険体感inとうきょう事業で211万5,000円の補正となっております。8節の報償費ですが、謝礼金で、海外研の英会話教室講師に対する謝礼6万円、ラコム市訪問の際の記念品8万円、合計14万円であります。9節旅費につきましては、海外研及び冒険体感inとうきょうの派遣研修の指導員、各2名分の旅費139万4,000円であります。11節需用費、消耗品費、これは文化祭用の消耗品6万5,000円、それから印刷製本費15万3,000円につきましては、海外研の報告書の印刷代となっております。合わせまして21万8,000円。12節役務費、保険料、傷害保険ですが、これは海外研の派遣指導員分の旅行の保険代金ということで2万4,000円を計上しております。14節使用料及び賃借料、携帯電話借上料、これも海外研の団長及び引率者用の借上料で2万4,000円。19節負担金補助及び交付金、補助金の文化芸術鑑賞事業、これは、ふるさと劇場への補助金200万円、「あかえぞ」発刊事業につきましては82万5,000円、「あかえぞ」の第36号の発刊に係る補助であります。

次のページ、30ページをお開きください。

続きまして、交付金であります。中学生等海外派遣事業、中学生13人分365万6,000円、冒険体感inとうきょうの実行委員会180万2,000円につきましては、小学校6年生17名分、合わせて828万3,000円となっております。

続きまして、5項保健体育費1目体育施設費11節需用費、修繕料13万5,000円についてですが、これは、スケートリンクのホーキングマシンの修理代であります。13節委託料、体育施設維持管理費466万5,000円につきましては、町民スケートリンクの造成、維持管理、それから夏場の草刈りの委託料であります。

3目学校給食費13節委託料、事業系廃棄物処理業務につきましては、こちらは給食センターから出るごみの収集運搬処理の委託料となっております。

次のページ、31ページからになりますが、給与費明細書であります。31ページの特別職と32ページの一般職がございますが、補正予算などで職員の給料、手当、共済費関係で補正予算が出た場合に、この給与費明細書が添付されることとなっております。この様式につきましても、地方自治法施行規則で定められております。特別職の表につきましては、補正後と補正前と比較、それから、長等、議員、その他の特別職の区分に分かれておりまして、職員数、給与費、共済費等で集計されておりますけれども、補正前は、この補正予算前までの合計、補正後は、今回の補正後の合計が記入されております。比較のところにつきましては、今回の補正の合計が記入されております。一般職のほうの表につ

きましては、説明内容については同様であります。

なお、33ページの職員及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般職の分が掲載されております。

それでは、これで歳出を終わりました、歳入の説明に入ります。

7ページをお開きください。

○議長（本田 学君） 2時30分まで休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、歳入の説明に入りたいと思います。

それでは、7ページ。

1、歳入です。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税、今回、普通地方交付税2,896万2,000円を補正しております。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が18億2,068万1,000円、特別地方交付税が当初と変わらず1億8,000万円でありまして、合計20億68万1,000円となります。

普通地方交付税の平成30年度の確定額が18億8,784万5,000円でありまして、これと比較しますと6,716万4,000円が留保されているということになります。

次に、14款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費補助金1節社会福祉費補助金、プレミアム付商品券事業補助金につきましては、歳出の社会福祉費で説明しました消費税率の引き上げに伴う国の政策事業でありまして、10分の10の補助金543万1,000円を計上しております。

4目教育費補助金3節教育総務費補助金、学校施設環境改善交付金1,687万円につきましては、当初予算で計上しております教員住宅建設事業に係る歳入であります。このたび北海道教育委員会より内定がありましたので、補正予算にて計上するものであります。

なお、この後の補正でも出てきますが、これによりまして、当初予算で計上してありました地方債は減額をしております。

15款道支出金2項道補助金3目衛生費補助金1節保健衛生費補助金、風しん抗体検査事業補助金につきましても歳出で説明したとおりであります。対象者に対する風しん抗体検査にまつわる費用の2分の1、41万7,000円であります。

4目農林水産業費補助金1節農業費補助金、畜産・酪農収益力強化整備事業補助金につきましても、バイオガスの建設等に係る補助金の見込額6,887万5,000円でありまして、歳出と同額の計上であります。

次のページ、8ページをお開きください。

3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金、土地利用規制等対策事業市町村交付金は、内示によりまして4,000円増額の補正であります。

3目農林水産業費委託金1節農業費委託金、トマム地区、中斗満地区の農地整備事業監督等補助委託金につきましては、補助、委託単価及び日数等の増によりまして、増額の補正であります。

次に、17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金33万円につきましては、全てふるさと納税によるものであります。1節総務費寄附金、ふるさと整備資金は8件21万円、町有林整備資金は2件2万円。2節教育費寄附金、給食センター管理運営資金は2件3万円、3節民生費寄附金、地域福祉資金は1件1万円の計上であります。

次のページ、9ページをお開きください。

5節農林水産業費寄附金、いきいき産業支援資金は3件6万円であります。

続きまして、18款繰入金1項基金繰入金につきましては、総額2,980万円を今回充当しております。

3目ふるさと整備基金繰入金1節ふるさと整備基金繰入金は、移住定住促進住宅建設等補助事業に600万円を充当。

4目いきいき産業支援基金繰入金1節いきいき産業支援基金繰入金は、民有林造林促進事業に100万円、商工業振興事業は、プレミアム商品券の発行に480万円、農林推進協議会運営事業は、青年等婚活事業に60万円を充当。緊急雇用対策事業に650万円、地元雇用促進事業に540万円、家畜防疫事業に90万円、合計1,920万円を充当。

8目公共施設等維持管理基金繰入金1節公共施設等維持管理基金繰入金は、公共施設等維持管理事業としまして、街路灯のLED化の工事に360万円、小学校の軒天改修工事に100万円、合計460万円を充当しております。

次のページ、10ページをお開きください。

20款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入1節家畜導入貸付金収入につきましては、優良家畜導入貸付金償還金8頭分352万8,000円であります。

4項雑入3目雑入7節雑入は、強風による風倒木によりまして、トラリ地区の公共草地配電線路の災害に係る建物災害共済金210万6,000円と、消費税率の引き上げに伴う国の施策事業でありますプレミアム付商品券事業における商品券の販売収入1,400万円、合わせて1,610万6,000円あります。

次に、21款町債1項町債2,250万円あります。

2目農林水産業債1節農業債、陸別地区草地畜産基盤整備事業3,600万円につきましては、歳出は、当初予算で計上している農業競争力強化基盤整備事業に係る地方債であります。このたび交付税措置が70%あります過疎債の対象事業となりましたので、補正予算としまして計上するものであります。

次の2節林業債であります。こちらは、林道側溝整備事業の林道トマム高台線と林道

のり面補修事業の林道ポイントマム川沿線が、ことし創設されました緊急自然災害防止対策事業の対象となりましたので、合わせて340万円を計上するものであります。

ただいま申し上げました地方債につきましては、充当率が100%、元利償還金に対する交付税措置率が70%と、過疎債と同様に有利な起債でありますので、これを計上するものであります。

4目教育債1節教育総務債、教員住宅建設事業1,690万円につきましては、先ほど説明しましたとおり、国庫補助の内定に伴い、該当する金額について減額するというものであります。

以上で、歳入を終わりました、5ページをお開きください。

予算書5ページにつきましては、「第2表 地方債補正」です。

まず、追加になりますが、起債の目的は、一般単独事業、緊急自然災害防止対策事業でありまして1,490万円です。内訳としましては、小規模治山事業、弥生地区1,150万円、林道側溝整備事業、林道トマム高台線が230万円、林道のり面補修事業、林道ポイントマム川沿線が110万円となっております。林道側溝整備事業及び林道のり面補修事業につきましては、先ほど歳入の21款町債のところの説明をさせていただきましたが、これに加えて、弥生地区の小規模治山事業もこの地方債の対象となりましたので、有利な条件で借り入れられる、この3事業について追加をするというものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ここに記載のとおりであります。

なお、次のページ、6ページをごらんいただきたいと思います。当初予算で議決いただきました一般単独事業、防災対策事業の弥生地区小規模治山事業につきましては、先ほどの起債に振りかえるということで廃止といたします。

再び5ページをごらんください。

次の変更についてであります。起債の目的、過疎対策事業の補正前の限度額5億8,680万円、補正後の限度額6億590万円で、1,910万円の増額。変更事業につきましては、4行目、陸別地区草地畜産基盤整備事業が新たに3,600万円、一番下の教員住宅建設事業5,850万円が4,160万円となりまして、1,690万円の減額となっております。

なお、利率につきましては、記載のとおりであります。

以上で、議案第33号を終わりました、次に、議案第34号に移ります。

議案第34号令和元年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ、2、歳出であります。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費 2 節給料 5 万 2,000 円の減額、3 節職員手当等 6 万 1,000 円の減額、4 節共済費 2 万 7,000 円の減額につきましては、一般会計と同様、人事異動によります補正となっております。1 3 節委託料、事業系廃棄物処理業務につきましては、診療所から出る事業系一般廃棄物の収集運搬処理の委託料となっております。1 8 節備品購入費、管理用備品 3 万 4,000 円につきましては、診療室用の椅子 3 台と事務室用の椅子 6 台分の補正となっております。いずれも建設当時、平成 16 年度に購入したもので、既に 15 年が経過しております、更新をしようとするものであります。

次のページ、6 ページをお開きください。

2 款医業費 1 項医業費 1 目医療用機械器具費 1 8 節備品購入費、医療用備品 2 万 4,000 円ですが、これは、汎用超音波画像診断装置 1 台を新たに購入しようとするものでありまして、これは主に訪問診療などで使うということでありまして。

なお、資料ナンバー 19 に、この装置の概要についてのカタログをつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

続きまして、2 項給食費 1 目給食費 1 8 節備品購入費、管理用備品であります。2 万円ですが、宿直室用の電気ケトル 1 台と厨房用の荷物を運ぶためのスチル台車 1 台を新たに購入するものです。

なお、7 ページ、8 ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

以上で、歳出を終わります、次に、歳入に移ります。

4 ページをお開きください。

1、歳入。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金、財政対策分としまして 1 万 6,000 円の減額であります。

以上で、議案第 34 号を終わります、次に、議案第 35 号の説明に移ります。

議案第 35 号令和元年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、5 ページをお開きください。

2、歳出。

2 款施設費 1 項施設管理費 1 目施設維持費 1 3 節委託料、施設設備改修 8 万 3,000 円あります。それと 1 8 節備品購入費、管理用備品 1 万 1,500 円、これについて、関連がありますので説明をいたします。

1 3 節委託料の施設設備改修 8 万 3,000 円と 1 8 節備品購入費、管理用備品 1 万

5万円につきましては、町内の川向の陸別配水池の関係であります。ここが停電になりますと水位計が動かなくなる設備でありまして、同時に配水の弁も開閉しなくなるために、有事の際には、いつも職員が行って手動で対応しております。備品としまして、非常用の発電機を1台、これを常備したいというものでありまして、この経費が115万円。この発電機の電源に切りかえるための切りかえ器を設置するという事で、施設設備改修の80万3,000円、合わせて195万3,000円の補正予算の計上となっております。

ただいま説明しました中で間違いがありましたので、訂正させていただきます。停電の際に職員が行って手動でと言いましたが、手動ではなく、手動でもこの作業をすることができなくて、通電するまで水がとまるか、出放しになるというような状況であるということで、今回、発電機を常備したいということであります。失礼いたしました。

それから、13節の漏水調査の56万2,000円であります。こちらにつきましては、トマム地区の配水池の有水率が平成29年度と平成30年度を比較しますと大きく下がっておりまして、資料ナンバー20を見ていただきたいと思います。資料ナンバー20は、トマム地区の漏水調査委託業務箇所図となっておりますが、太線で書かれている部分がこの地区の配水管路の図面となっております。漏水箇所をこの中から特定しなければならないということで、漏水箇所を特定するための調査を行うための56万2,000円の補正となっております。配水管の箇所図は、ここにありましており34.9キロありまして、これにつきましては、漏水が疑われる場所から順に追って調査をしていくというものであります。

なお、漏水箇所が特定できましたら、改修につきましては別途計上させていただきたいというふうに考えております。

以上で、歳出を終わります。4ページ、歳入をごらんください。

1、歳入。

1款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金、財政対策分としまして122万3,000円の補正であります。

6款諸収入1項雑入1目雑入1節雑入の市町村振興協会助成金、北海道市町村振興協会設立40周年記念の特別支援事業の助成金が、この陸別配水池の非常用発電機の購入と切りかえ器の設置の対象となりましたので、129万2,000円を補正計上するものであります。

以上で、議案第35号を終わります。次、議案第36号の説明に移ります。

議案第36号令和元年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、7ページをお開きください。

2の歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会78万4,000円ですが、これは、平成31年度の介護報酬改定等に伴いますシステム改修に係る負担金となっております。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費19節負担金補助及び交付金、負担金の居宅介護サービス給付費39万3,000円ではありますが、介護予防短期入所生活介護1名、介護予防特定施設入居者生活介護1名の新規利用に伴う補正であります。

2款保険給付費5項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費19節負担金補助及び交付金、負担金の高額医療合算介護サービス費78万6,000円ですが、当初予算におきましては、推計で254万円の予算を計上しておりますが、このたび332万6,000円で金額が決定しましたので、その差額78万6,000円を補正予算として計上するものであります。決定者の合計は64名となっております。

次のページ、8ページをお開きください。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費19節負担金補助及び交付金、負担金の介護医療合算介護サービス費1万4,000円であります。こちらは、1件の該当者が決定されましたので、その1件1万4,000円の計上であります。

以上で、歳出を終わります。歳入に移ります。

4ページをお開きください。

1、歳入であります。

1款国庫補助金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1節現年度分、介護給付費負担金につきましては、歳出の保険給付費のルール分の20%分であります。23万6,000円です。

2項国庫補助金1目調整交付金1節調整交付金、調整交付金ですが、こちらにつきましても介護給付費のルール分、7.9%分で計上しておりますが、9万3,000円の補正となっております。

2目地域支援事業交付金1節現年度分、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、地域支援事業費のルール分、20%分3,000円あります。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金1節現年度分、介護給付費負担金、こちらは介護給付費のルール分、12.5%分14万8,000円あります。

次のページ、5ページをお開きください。

2項道補助金1目地域支援事業交付金1節現年度分、介護予防・日常生活支援総合事業の2,000円ですが、こちらは地域支援事業分のルール分、12.5%となっております。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1節現年度分、介護給付

費交付金、これは介護給付費のルール分、27%分31万9,000円です。

2目地域支援事業支援交付金1節現年度分、地域支援事業支援交付金、こちらは地域支援事業分のルール分、27%分4,000円となっております。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節介護給付費繰入金、介護給付費分につきましては、介護給付費のルール分、12.5%、14万8,000円。2節事務費繰入金、こちらについては、システム改修に係る負担金分78万4,000円。3節地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業は、地域支援事業分のルール分、12.5%分の2,000円です。

次のページ、6ページをお開きください。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金1節介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費への財源充当の不足分を充当するというものでありまして、23万8,000円の補正となっております。

以上で、議案第33号から議案第36号までの説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上であります。

◎延会の議決

○議長（本田 学君） お諮りします。

本日の会議はこれまでとし、明日18日に延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

◎延会宣告

○議長（本田 学君） 本日は、これにて延会します。

延会 午後 2時55分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員